

第八十四回国会 参議院 地方行政委員会 會議録第七号

昭和五十三年四月十八日(火曜日)

午前十時三十四分開会

委員の異動

四月十四日

辞任

山崎 昇君
渡辺 武君

補欠選任

野口 忠夫君
神谷信之助君

出席者は左のとおり。

委員長

金井 元彦君

理事

夏目 忠雄君
望月 邦夫君
志吉 裕君

委員

衛藤征士郎君
熊谷 弘君
鈴木 正一君
鍋島 直紹君
成相 善十君
小山 一平君
佐藤 三吾君
野口 忠夫君
阿部 憲一君
上林繁次郎君

政府委員

警察庁長官
警察庁長官官房
警察庁刑事局保
安部長
警察庁警備局長

事務局側
常任委員会専門
員

伊藤 保君
浅沼清太郎君
山田 英雄君
森永正比古君
三井 情君

説明員

環境庁自然保護
局鳥獣保護課長 野辺 忠光君

本日の会議に付した案件

○銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律
案(内閣提出)

○委員長(金井元彦君) ただいまから地方行政
委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
去る十四日、渡辺武君及び山崎昇君が委員を辞
任され、その補欠として神谷信之助君及び野口忠
夫君が選任されました。

○委員長(金井元彦君) 次に、銃砲刀剣類所持等
取締法の一部を改正する法律案を議題といたしま
す。

本案の趣旨説明はすでに聴取いたしております
ので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○佐藤三吾君 改正案に入る前に少しお聞きした
いことがあるんですが、昨年の八十国会でこの法
案については改正されておるわけですね。そのと
きの主なものは、モデルガンの規制が中心にやら
れておるんですけれども、このときの議事録を読
んでみますと、自主規制が妥当ではないかという
議論がかなり強く出されて、しかし、どうしても
この改正をしていかなければならぬという観点か
ら、多数で可決したという経緯もあるんですが、
この一年間にその効果がどの程度出されておるの
か、この点についてまずお聞きをしておきたいと
思います。

同時にまた、このモデルガン改正とあわせて一
連の罰則の強化がされておるんですけれども、そ
れとの関連であわせてひとつ教えていただければ
と思うんです。

○政府委員(森永正比古君) お答えいたします。
先ほど先生御指摘になりましたように、第八十
回国会におきましては、モデルガンの規制と、そ
れから不法所持等に関する罰則の強化を中心に改
正をしていただいたわけでございますけれども、
その効果については非常に顕著なものがあるとい
うふうに考えておるわけでございます。と申しま
すのは、昨年中に拳銃の押収をいたしましたのが
千三百五十五丁でございました。これは前年に比
べまして二百九丁、一三・三%減少をいたしてお
るわけでございます。このうち特にモデルガンを
素材とした改造拳銃は、昨年一年間で八百九丁
押収いたしております。これは前年と比べて百九
十七丁、一九・三%というふうな大幅な減少と
なっております。これは一連の警察
の取り締まりの強化ということもございまして、
けれども、さきの国会におきましてモデルガンの規
制、それから一連の罰則の強化というものが改正
になりましたので、この効果が大きく作用してい
るものであるというふうに考えておるわけでござ
います。また、先ほど自主規制の問題がございま
すけれども、確かに国会で審議の過程におきまして、
自主規制をもう少し強化して、それによってやる
べきじゃないかという御意見もかなり出たわけで
ございまして、私も、私どもとしては、自主規制
だけでは必ずしも十分でないということで、業界
ともよく話をいたしました法律改正をお願いした
わけでございまして、その後、業界との関係も非
常に良好でございまして、現在第三者機関をつく
りまして自主的規制の面も推進をしていただいで
おるような状況でございまして、

○佐藤三吾君 ちよつと私が聞きますと、先ほど
の御回答では、非常に顕著な効果が出たというん
ですが、この法律が通って施行までの間にモデル
ガンの肝心な部分が大量に駆け込み販売という
か、そういうことを聞いておるんですけれども、
これはあつたのかないのか、そういう事例が。そ
して、その際に一体どの程度駆け込み販売とい
うのがやられておるのかどうか、その結果、こ
の問題に対しての対策をどうしてきたのか、こ
ういふ点についてひとつ伺いたい。

○政府委員(森永正比古君) 法改正が行われて
から施行までの間、駆け込み販売があつたかどう
かというところでございまして、先生御指摘のよ
うに、駆け込み販売がかなりございました。そう
いうことで、警察といたしましては、業界の方に法
の趣旨その他、十分に御説明をいたしまして、御
了解をいただいで、自粛をいたいただくように強
くお願いをいたしたわけでございます。その結果、
かなり駆け込み販売が少なくなったというふう
に聞いております。ただ、この数がどれくらい出
たかということについては、現在のところまだは
つきりしたものが判明しておりませんが、そのとき
の状況等について現在も、今後の参考にもいた
したいと考えておりまして、調査をいたしてお
ります。

○佐藤三吾君 一年間、モデルガンを含めて、銃
に伴う犯罪というのはどういう状態ですか。

○政府委員(森永正比古君) 銃砲を使用した犯
罪でございますが、これは年々増加をいたしてお
ります。昨年一年間で、合計三百五十二件が発
生しております。五十一一年は三百四十一件でござ
いましたので、十一件の増といふことでございま
す。そのうち、今回改正をいたします対象になっ
ておる猟銃につきましましては、ライフル銃がこ
れは四件、それから散弾銃が百二十二件発生を
いたしております。これは昨年に比べまして、ライ
フル銃は同数でございまして、散弾銃につき

ましてはかなり増加をいたしているような状況でございませう。

○佐藤三吾君 そうしますと、あなたがおっしゃったように、顕著な効果があったということにはなかなかないんじゃないかと思うんですが、かなり昨年の議論のいきさつから見ても、一応状況だけにきょうはとどめます。

そこで、本法の問題についてお聞きしたいと思うんですが、昨年の改正の際には、覚せい剤の患者の規制というものが入ってないんですね。そしてことしになってこれが急に入ると、こういう原因というんですか、こういったものに對して、私ちよつと疑問を持つわけです。覚せい剤の犯罪というものが、昨年まではそう大したことではなくて、そうして昨年、この一年間に急激にふえて、そのことからこういう問題を提起しておられるのか、この辺について、実態を含めてひとつお聞きをしたいと思ひます。

○政府委員(森永正比古君) お答えいたします。ただいまの御質問にお答えいたします前に、まあ銃砲を使用した犯罪が減つてないということ、は、前回の、第八十回国会における改正は余り効果がなかったんじゃないかという御指摘でございしましたけれども、これは私、ちよつと御答弁が余り適切じゃなかったかもわかりませんが、拳銃について見ますと、昨年は減少しております。昭和五十一年が二百二十二件の発生で、昨年は二百七件の発生でございませう。で、前回の法改正は拳銃についてでございませうので、拳銃については一応、まあ若干ではございますけれども減少いたしております。押収量の大幅減少と相まって、一応の効果があつたんじゃないかというふうにご考慮していただくわけにございまして、補足してお答えを申し上げます。

それから、今回の改正で覚せい剤中毒者を許可の欠格条項に入れた理由についてでございます。まあこれは先生御承知のことだと思ひますけれども、覚せい剤事犯は昭和四十五年ごろから急激に増加をいたしております。昨年は二万三千七百

六十五件、一万四千四百七人を検挙いたしております。これは、前年に対比いたしまして三五%程度増加していることとございませう。これをまあ八年間で比べてみますと、約二十倍以上増加しているというふうな急増ぶりをしておるわけにございませう。また、覚せい剤中毒者による犯罪も非常に増加をいたしております。昨年一年間で、覚せい剤をめぐる犯罪が九百三十件、六百二十一人を検挙いたしております。前年に対比いたしまして、件数で四〇・九%、それから人員で九・

一%の増加となつておるわけにございませう。こういうことから見まして、今回の法改正の中に覚せい剤中毒者を、まあ銃砲等の許可の際の欠格条項に入れるべきであるということ、改正をするようにお願いをしておるわけにございませう。これについては最近、たゞいま御説明申し上げました、覚せい剤事犯並びに覚せい剤をめぐる犯罪が急増したからということだけではございません。最近の覚せい剤事犯等の激増に對するために、何とか覚せい剤中毒者をこの欠格条項に入れないかぬということを検討しておつたわけにございませう。で、これまでも、これ先生御承知だと思ひますけれども、許可の欠格条項の中に精神病患者あるいは心神耗弱者という条項がございませうが、それによつて覚せい剤中毒者も、解釈でこれに含めまして排除をしてきておつたわけにございませう。しかしながら、まあこれだけではやはり、覚せい剤中毒者というだけじゃなくて、やはり精神病患者あるいは心神耗弱者の状態にならなければこれが排除できない、もう少しやはりこれを明確にすべきであるということで、今回改正をお願いすることといたしたわけにございませう。

○佐藤三吾君 そうしますと、ちよつとひつかかるんですけどね。大麻、麻薬ですね、この関係は昨年の動向、いままでのこの動向の中で実態がどうあるのか、それもちよつとあわせて御報告願ひたいと思ひます。

○政府委員(森永正比古君) 麻薬、大麻の中毒者

につきましては、現行法でも許可の欠格条項になつております。

で、最近のこの麻薬並びに大麻事犯の状況でございませうけれども、昨年はかなり増加をいたしております。これはヘロイン等麻薬取締法の関係でございませうが、これは五十一年が百三十三件の八十四名を検挙いたしております。昨年は百八十一件、九十八名となつております。また、大麻取締法の関係では昭和五十一年が八百七十一件、七百三十五名でございませうが、昨年は千六百四十四件、八百九十二名の検挙となつておるわけにございませう。この麻薬、大麻の中毒者につきましても、これは犯罪を犯すおそれ、あるいは事故を起こすおそれが十分にあるわけにございませうので、許可の際にこれを十分にチェックいたしまして排除することといたしております。また、許可の段階だけじゃなくて一年に一回一斉検査をいたしますが、その際にも発見に努めておる。また許可の更新、これは五年に一回に現行法ではなつておりますが、その際にも厳しくチェックするようにいたしております。また外勤警察官の巡回連絡を初めといたしまして警察活動のあらゆる場合に麻薬、大麻の中毒者の発見に努めておるところにございませう。現在どの程度麻薬、大麻の中毒者ということとで排除しておるかということについて、ちよつとただいま資料を持っておりますので、数字を御説明することはできませんけれども、しかしながら、麻薬、大麻の場合と覚せい剤の中毒者の場合を比較いたしますと、これは犯罪を起こすおそれというのには覚せい剤の中毒者の場合が顯著でございまして、麻薬、大麻の中毒者については、それと比較して比較的弱い、こういうふうな承知をいたしておるわけにございませう。しかしながら、危険性は相違わずあるわけにございませうので、今後とも中毒者の発見と取り締まりについては十分に配意をしまひたいと、このように考えております。

○佐藤三吾君 そうしますと、いま顯著というお言葉が出たんですが、覚せい剤患者で昨年犯罪を

犯した者六百二十一名と言ひましたですね。この中で銃砲刀剣と関連する犯罪というのはどの程度ですか。

○政府委員(森永正比古君) 銃刀法関係につきましては、昭和五十二年、すなわち昨年は百五十七名を検挙いたしております。これは前年と比べて若干減つております。これは件数で二・五%、それから人員で二六%の減少、こういうことになつております。

それからただいまの御説明は、いわゆる銃刀法違反の関係について申し上げたわけにございませうが、覚せい剤中毒者が銃を使用して行つた犯罪というのには、これは昨年の統計が出ておりませんが、一昨年でございませう、十八件発生をいたしております。これは昭和五十年が九件でございませうので、かなり大幅に増加しておるという状況でございませう。

○佐藤三吾君 大体この実態がわかりましたが、大麻、麻薬というのは銃砲刀剣の規制にずっとされながら、昨年にモデルガンといふゆる規制改正を入れたやつた際には、覚せい剤については入れなかったということは、逆に言えば覚せい剤の規制というのは、その判別ですね、覚せい剤患者かどうかという意味で、いわゆる銃砲所持の許可、認可の際にそういう問題について非常にむずかしい点があるんじゃないかというふうには思ひます。その点についても、そういう点があるなら、そういった点をひとつ明らかにしてもらいたいし、同時にまた私が疑念持つのは、犯罪なり覚せい剤患者というのには、四十五年からずっとこれあるわけですから、それがいまだに、ことしになつて急に規制の対象に入れなければならぬという理由がどうも腑に落ちない。そういう意味で、そこら辺の問題があるんじゃないかと思ひますので、あればそこら辺をひとつ明らかにしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(森永正比古君) まず覚せい剤中毒者の認定基準についてでございますが、これにつきましては、先生御指摘になりましたように大変

むずかしい問題がございます。と申しますのは、覚せい剤中毒者であるという認定は、現行法で麻薬、大麻の中毒者を認定すると同じように警察で認定することになるわけでございます。しかしながら、これには専門的な知識が必要でございます。この法律にも医師の診断書を持っていくことを条件にしております。そのほか警察の方でいろいろ調査をいたしまして、その調査結果とあわせて判断をします。こういうことにいたしておるわけでございます。しかしながら何といたしても警察は素人でございますので、どうしても医師の認定に依存するということが得ないわけでございます。ところが現在では、これは厚生省の所管でございますけれども、麻薬についての医師の認定基準というのはこれは明確なものでございまして、覚せい剤についてはまだはっきりしたものは出ておりません。そういうことで、これが一番のよりどころになるわけでございます。厚生省の方に早速基準をつくってほしいということをお願いしまして、たしか国会の予算の中に調査費等が組み入れられているというふう聞いておるわけでございますが、こういうものがはつきりした基準ができれば、この認定も非常に容易になるというところになるわけでございます。

では、現行法では、現在では全然できないのかというところになりますけれども、しかしながら、これは一応現在でも認定は不可能ということではございません。と申しますのは、現在覚せい剤の中毒者が自傷他害の疑いがある場合には、精神衛生法によりまして措置入院をすることができ、措置入院、いわゆる強制入院、俗に言えば強制入院でございますが、することができるところになっております。これが昨年一年間で措置入院をいたしましたのが二百六十八人になっております。また、自主入院をした者が三百六十九人、これを合計しまして六百三十七人ということになっております。このように、個々の医師の方でこのように覚せい剤の中毒者であるということを一応認定して措置をしておりますので、現行

でも十分とは言えませんが、一応の認定はできるというふうな考えでございまして、覚せい剤中毒者であるという認定は、現行法で麻薬、大麻の中毒者を認定すると同じように警察で認定することになるわけでございます。しかしながら、これには専門的な知識が必要でございます。この法律にも医師の診断書を持っていくことを条件にしております。そのほか警察の方でいろいろ調査をいたしまして、その調査結果とあわせて判断をします。こういうことにいたしておるわけでございます。しかしながら何といたしても警察は素人でございますので、どうしても医師の認定に依存するということが得ないわけでございます。ところが現在では、これは厚生省の所管でございますけれども、麻薬についての医師の認定基準というのはこれは明確なものでございまして、覚せい剤についてはまだはっきりしたものは出ておりません。そういうことで、これが一番のよりどころになるわけでございます。厚生省の方に早速基準をつくってほしいということをお願いしまして、たしか国会の予算の中に調査費等が組み入れられているというふう聞いておるわけでございますが、こういうものがはつきりした基準ができれば、この認定も非常に容易になるというところになるわけでございます。

では、現行法では、現在では全然できないのかというところになりますけれども、しかしながら、これは一応現在でも認定は不可能ということではございません。と申しますのは、現在覚せい剤の中毒者が自傷他害の疑いがある場合には、精神衛生法によりまして措置入院をすることができ、措置入院、いわゆる強制入院、俗に言えば強制入院でございますが、することができるところになっております。これが昨年一年間で措置入院をいたしましたのが二百六十八人になっております。また、自主入院をした者が三百六十九人、これを合計しまして六百三十七人ということになっております。このように、個々の医師の方でこのように覚せい剤の中毒者であるということを一応認定して措置をしておりますので、現行

私も尋ねたんですけれども、たとえば先ほどの覚せい剤犯罪が出ておりますね。その中で、先ほどの説明を聞きますと、銃を使つての件というのが十八件ですか、それからこの法律に準拠するような事件が百五件ですか、こういうお話がございましたが、一体この覚せい剤の事件を起した六百二十一人の中で、いまあなたが申し上げたように強制入院もしくは自主入院の経験者とか、そういう現行の中における認定ですね、そういったものが一体どの程度あるのか、その中に、恐らく私は少ないんじゃないかという感じがするんです。その点はどうか。

○政府委員（森永正比古君） 先ほど御答弁の中に申し上げましたこの覚せい剤をめぐる犯罪あるいは覚せい剤中毒者で銃砲を使つた犯罪については申し上げたわけでございますが、その中に覚せい剤中毒者として措置入院等をやつた者がどの程度含まれておるかということでございますが、これにつきましては現在特別調査をいたしておりますので、まだはっきりした結果が出ておりませんので、御答弁申し上げることができないわけでございます。

○佐藤三吾君 たとえばこういう人もあるわけですね。覚せい剤で入院して、そしてまあよくなくて退院したと、その結果所持の申請をしますと、銃砲刀剣の許可をもらつて覚せい剤の患者になる人もおると、こういう事例もあると思ふんですが、そこら辺はどういう判断を必要としておるんですか、そういう問題については。

○政府委員（森永正比古君） 確かにただいま御指摘になりましたように、覚せい剤中毒者ということで措置入院等をやつて、退院した後また犯罪を犯すと、こういう者も一応あるものというふうな考えでおります。しかしながら、私も現在特別問題にいたしておりますのは、覚せい剤の中毒患者が犯罪を犯した場合、この場合は精神病患者あるいは心神耗弱者ということになりますので、検察庁に送致いたしまして、これがなかなか起

訴にならない。いわゆる起訴猶予処分になる、あるいは公判になつても判決でかなりの減刑をされるというような状況でございます。で、これが起訴されないということになりますと直ちに釈放になるわけでございますが、これが釈放になつてそのまま野放しになるということが大変危険なわけでございますので、検察庁の方とも相談をいたしまして、できるだけ措置入院の措置をとるよう京都府県の方に連絡をしております。この措置入院でございますが、現在では、精神衛生法で措置入院でございますから、単に覚せい剤中毒者ということだけでなく、さらにプラスの自傷他害の疑いがあるということになれば措置入院ができません。したがって、心身耗弱者ということに釈放になる。ところがなかなか現在の精神衛生法に言う基準に当てはまらないということで措置入院もできない、そのまま帰されてしまつてしまうというケースがこれかなり多いわけでございます。そういうことで、私もいたしましては、この覚せい剤中毒者であれば直ちに措置入院ができるように、そのほか自傷他害の疑いというものがなくとも、中毒者であるということだけで措置入院ができるように何とか法改正してほしいと、これも厚生省の方にお願いをしております。これも、麻薬取締法でも中毒者であれば直ちにこれは強制入院させることができるというところになってかなり効果を發揮しているわけでございます。そういう面の手当てをするように一応努力をいたしておるわけでございます。

それで、また次に銃を持つてから中毒者になる、覚せい剤の中毒者になるということがあり得るじゃないかということでございまして、これはもう確かにそのとおりでございます。したがって、私もこれは許可の更新、これは先ほど申し上げましたが、五年に一回になっておりますが、この際十分に審査をする。今回の改正でそういう者ができるだけ早く発見するようにということで、更新期間を三年にということをお願いを

しておるわけですが、そういうことで発見をしていく、あるいは一年に一回の一斉検査の際に発見をするようにしたい。

それから、これも先ほど申し上げましたが、外勤警察官の巡回連絡を初めといたしますが、あつち警察活動の中で、そういう中毒者の発見をいたしまして、そういう者が発見された場合には、銃を所持しているかどうかというのを必ず照会をする。特に暴力団を検挙いたしました場合には、そういう者が銃を持っていないかどうかということ、照会をして、そしてできるだけ早くそういう中毒者を発見するように努めておるところでございます。今後ともそういう面についてはできるだけ力を入れてまいりたいというふうに考えております。

○佐藤三吾君　そうしますと、やっぱり判定が非常にむずかしい、あなたのお話聞いてみても。したがって厚生省に基準を要請しておるし、所要の法改正もお願いしておるというふうなお話なんですけれども、これはその基準ができたなら、ひとつ私の方にいたきたいと思うのですけれども、こういう現在の銃の所持者の中で、覚せい剤患者と認定される人がどの程度おられるのか、その点についてはおわかりになりますか。

○政府委員(森永正比古君)　現在銃砲等を所持している者で、覚せい剤中毒者がどれくらいいるかということでございますが、これは皆無ではございません。と申しますのは、先ほど申し上げました更新の際、あるいは一斉検査の際、あるいはそのほか事件検査をして、銃を持っている者が中毒者であったということを見出すケースがあるわけでございます。これは現在発見している数は比較的少のうございまして、五十年に二件、五十一年に三件というございまして、私どもはこういう数ではない、もっと多いのではないかと、いうふうに考えておるわけでございます。そういう者の早期発見については今後さらに努力する必要があるというふうに考えております。

○佐藤三吾君　私は覚せい剤患者が、この中に、

規制の対象に入ることについて反対ではないのですけれども、問題は、いま言ったように、御報告いただいたように非常に判定がむずかしい。そしてこゝろの対応というのは慎重でなければ、基本的な人権そのものを侵すようなことにもなるんじゃないかというふうな気がするのです。そういう意味合いで、幾つか御質問申し上げたんですが、いま事情は大体わかりました。

そこで、覚せい剤の關係については、先ほどの資料提出を含めて、また今後にはひとつ残したいと思ひます。

それから先ほどから再三こゝに出ております所持の許可を五年から三年に縮めたのは、いわゆるこういう患者その他の発見を容易に、短期にやっていたという意思だということが話されたのですが、五年でできなくて三年でできるといふことはどういふ理由ですか。

○政府委員(森永正比古君)　これは相対的な相違でございます。許可の更新をいたします際には、人的要件についてもさらに調査をするようにいたしております。したがって、その調査の過程で銃を持ってから中毒者になった者を見出すことができる場合があるわけでございます。したがって、五年でこの調査をするよりは、三年で調査をした方がその分だけ早く発見することができるといふことでございまして、実際これまでの例を見ても、この許可更新、いわゆる許可証の有効期間ということになるわけですが、これが三年であつたならば、このような犯罪は防げたのではないかと、いふような凶悪事件がかなり目立っております。そういう事例も踏まえまして、今回許可証の有効期間の短縮もあわせてお願いするようになしたわけでございます。

○佐藤三吾君　ついでにお聞きしておきたいと思うのですが、こういう許可申請ですね、こういうたものについては、たとえばクレール協会とか、こういういろいろな協会がございまして、そういうところを経由して申請をするわけですか、県の公安委員会に、もっと言うと、その会員というものは強制的なのですか、会員に入らなければ事実上許可が出ないというふうな仕組みなんですか、実際運営は。そこら辺についてひとつ。

○政府委員(森永正比古君)　新規許可等の許可申請については、ライフル協会とかあるいはクレール射撃協会とか、そういうところを通じて手続をするのかというお尋ねでございます。これは法的な義務づけもございませぬで、御本人が直接警察に届け出をしていただければ結構でございます。現状では、ライフル協会だけが協会の方でまとめて許可申請をしているようでございますが、その他はそういうような事務は取り扱っておりません。また、このような団体はあくまでも任意団体でございまして、法に基づいてつくった団体ではございませぬので、法的な権限もございませぬし、また会員としての法的な義務というものはないわけでございます。あくまでも自主的の団体で任意のものでございまして。

○佐藤三吾君　今度の改正の中の一つの特徴なのは、いわゆる技能検定とか教習であるとか、そういうところからかなり出されておる。これは、まあ言うなら、猟銃などの所有者が、初期の者だと思ふのです。未熟で事故を起こす、その反省の中から出されておるのではないかと、いう気が私にはするのですが、実際数字の中でそういう実態が出ておるのですか。

○政府委員(森永正比古君)　猟銃等による事故でございましてけれども、これは昨年は前年に比べて五年未満の者の事故は減少いたしております。しかしながら、三年以下につきましては、これは若干増加をしておるわけでございます。これは先生御指摘になりましたように、最近の猟銃事故等を見ておられますと、経験未熟な者の事故がかなり目立っております。これも単に経験年数が何年というだけじゃなくて、猟銃等を持って相当数たつておる者でも、いわゆる初歩的なミス、基本的なミスというものが目立っております。これは比較的小隊のういふことと、それからこれまでは比較的小隊の

経験等で銃の操作等にはなれた人がかなり多かつたわけですが、これからはそういう兵隊の経験のある者は非常に少なくなるというところで、猟銃等の許可をもらつて初めて猟銃を持つという人たちが多くなつてくるわけでございますので、そういう状況を踏まえまして、今回の射撃検定あるいは教習射撃の制度を新設したわけでございます。

○佐藤三吾君　それと関連して何か保安協会が何か、そういう新しい協会をつくるという動きがあるんですか。

○政府委員(森永正比古君)　現在業界の方の動きの中では、公安委員会が指定いたしております指定射撃場というものがございまして、これは全国で現在六百七十七ございまして、そういう人たちがこの機会にひとつ射撃場協会の全国的な組織をつくりたいという動きがございまして、現在各地区の発起人等を終りましたしまして、近々全国の連合会の発起人等を開催するように予定しておられるようでございます。そのほか保安協会というお尋ねでございまして、これは現在教習場に保安協会というものがございまして、しかしながら、これについては現在全国的な組織をつくるという動きはございませぬ。

○佐藤三吾君　その全国的な組織をつくらうといふのはどういふ業界ですか、協会ですか。同時に、この改正を機会につくらうというわけでしょう。そうしますと、そこにたとえば業務委託とかいろいろの關係出てくるんじゃないかと思ふんですが、その点はどういふふうな考え方ですか。

○政府委員(森永正比古君)　現在この全国的な組織をつくらうとしておりますのは、先ほど申し上げましたように、現在公安委員会が指定をいたしております射撃場というのが全国で六百七十七ございまして、これらの人たちがこの際全国的な組織をつくりたいということで、その作業を進めておられるわけでございます。この名称はまだ仮称でございましてけれども、全国指定射撃場協会連合会という名称でございまして、これは今回の法の改正を契機としてということをお願いいたします。

よく指導いたしていきたいということで、そういった旨を伝えてごきます。

○佐藤三吾君 その点ひとつさらに追跡を含めてお願いし、できればひとつ結果を私の方にお願ひしたいと思うんです。結構です。環境庁、どうもありがとうございます。

田の問題について二、三御質問申し上げたいと思
います。

十七日に、警備会議がございましたですね、現
地で。どうですか、五月の二十日開港について確
信が持てましたですか。

○政府委員(三井物産) 五月二十日の開港に向
けましてこの警備が万全の体制で行われるように
打ち合わせた次第でございます。

○佐藤三吾君 けさのテレビや新聞等でも報じら

いに、たとえば開港日の延期であるとか、三つですか、条件がついていますね。非常に厳しい環境に私はなっていると思うんです。こういう中で開

港をやっていくということになると警備一本でこの安全な運航ができる、そういうような確信を持っておるわけですか。

後の問題といたしましては、前回の経験にかんがみましてこれを十分に踏まえて私たちといたしましては運輸省、それから公団当局の行います物的、

のやり方についての、一段と細密なといいますか、やり方によってこれは処理をしてまいる、これについては万全の体制で臨むということでございませう。

すから、法を無視しても違法行為をやるという目標を掲げ、かつそれを暴力的な行動によって実施をするという存在があるわけでありますので、こ

それ、その自由に依つてある法治主義に言へない。それぞれの主張はもとより自由でありますけれども、法を無視し、暴力によつてこれを実行するといふことについては厳しく私たちは取り締まらな

ければなりません、同時に世論による厳しい批判というものが一番大事であろうと、これが基本でございます。そういう意味におきまして、私たちは開港後の警備体制、恒久的な警備体制についてもそれぞれ検討を加えておるところでございますけれども、一番の基本は多くの世論によって彼らの暴力的な行動は認められておらないんだということが彼ら自身がわかつてくるということが、恒久的な問題として一番大切だということに考え、そういう方面につきましては私たちのできるところはもとより私たちがやるわけでございますけれども、各方面の御努力をお願いをするということで努力をしておるところでございます。

○佐藤三吾君 やはり警察としてはなかなか言いづらい面もあると思うんですけども、基本はやはりこれから長くこの開港後の展望についても地元の完全な理解ができてないと、警備だけであの空港を守っていくとか、それに輪をかけて新立法でやっていくとか、そういうことだけでは私は律することはできないんじゃないかと思うんです。そういう点を、まあ局長は現地に入つてより一層私は感じたんじやないかと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(三井物産) ああいう土地柄といいますが、ああいう地域でございますし、空港という大きな施設でございますので、これの警備の万全を期するのはわれわれの任務でありまして、ただいま申しましたような経験を十分に踏まえて漏れがないか、盲点はないかという点についてはわれわれ専門の立場で十分に詰めてきておるわけでございます。そういう意味で、当面の開港ということとはわれわれ十分自信を持ってこれに対処いたしますが、長い将来、恒久的なことということになりますと、多くの警察官をあそこに配置をしてというふうなことは、いまの応援体制を長く続けるといふ意味でございますが、これは必ずしも通常の状態でございますので、応援が要らない体制で措置をするというのが普通の体制でございます。そういう状態に速やかに持つていく、できる

だけ早く持つていくということにつきましては、そういう極左暴力集団等の空港反対は反対であっても、これを世論に訴えるというような民主主義的な方法を用いるべきでありまして、法を破つてまでこれを行うということは許さるべきではないということについて、彼らが思い至るにつかまは、世間から、とりわけ警察はもう取り締まるのは仕事でございますけれども、まあ警察以外の一般の世論といふことが、一般の報道といふことが、世間からそれは間違つておるといふようなことが盛り上がり、そのことが彼らに自覚といふことが、促すといふようなことが、迂遠なようでも基本的に一番大切なことだと、こういうように考えておるわけでございます。

○佐藤三吾君 あなたの言はる世論というのが、四月十五日の読売新聞の中に出ていますね。早期開港に賛成が一七%、そして、多少おくれでも将来を含んで安全な対策、安全という、私はこの安全という意味は、完全に地元から理解されて、そうしていまあなたがおっしゃったように、警備をしなくてもいいような、安心して国際の旅行者を迎えたり送り出したりできる、そういった安全なもの求めておるのが五四%、こういった数字が出ておりますし、それから警備についても新法を望むというのが、新法でその安全性を守れというのが二五%、現行法の範囲内でひとつ守るべきだというのが三五%、こういう数字が出ていますね。これについて現地を、その警備会議を含めて、感じた感想を伺いたいと思うんです。

○政府委員(三井物産) ただいま数字をお挙げになりましたが、私たちが注目しておりますのは、その中の第一は、「開港か廃港か」というテーマにつきまして、廃港にすべきだといふのは一〇%程度、あとの七二%は開港だ。ただ、いまおっしゃったように、早期開港と時期的に多少おくれでも開港といふのが五四%ありますが、七二%——まずこのような世論調査におきまして、七一%というのは大勢をあらわしておると思ひますけれども、これはともかく開港すべきであると、

こういうふうに出ておるといふ点は、世論の大勢を示すものとして心強く感ずるわけでござい

ます。第二点は過激派の問題であります、われわれの言う極左暴力集団に對しましては、反対運動であつても限度を守るべきだといふのが四八%あります、何はともあれ、ああいうような過激行動は絶対に容認できないといふのが二八%で、この両方を合わせますと七六%と、まあ八割近い人たちは過激派についてはこれを容認しないといふことを明確にしておる。こういう二つの点につきましては私たちは大変勇気づけられるといふことが、現地における警察官も大いに士気をバックアップするといふ意味では、大変これはいい結果が出ておるといふことで勇気づけられると思ひます。

第三番目の警備のやり方の問題につきましては、いまおっしゃいましたように、新規立法、内容は一般的なものと成田に限定した立法という二つがありますが、新規立法をすべきだと、それによつて規制すべきだといふのが三六%ですから三分の一強ということになります、また現行法の活用、それから警備方法の工夫といったような、新規立法によらない方法でやるべきだといふのは三五%ということでありまして、これは半々と、こういうことでありまして、そういう意味におきまして、三番目の警備のやり方というのには方法論でございますから、方法論におきましては、新規立法と現行法の活用という両方でやれといふのは大体同数で両方に分かれておると、こういうふうになるわけでござい

ます。この点私たちの考え方としては、当面の開港警備、これを万全の体制で乗り切るといふことにつきましては、新規立法でなくて現行法の活用でやっていく。ただ、先ほども申しましたように、恒久的な体制といふことも考えますと、全国各県からの警察官の応援といふ警察法に規定のある措置でございますけれども、これは臨時といひますか、そういう特別の措置を法に認められた

範囲でやるということでございますので、恒久的な体制としては、そういう臨時の応援というものをもらわないで、当該警察が独自で自力でやっていく、こういう体制をつくるのが望ましいわけでございます。そういう意味におきましては、新規立法も恒久体制をつくる中ではこれは大変望ましい、こういうような考え方でおるわけでございまして、この新規立法云々についてのこの世論調査が二つに分かれておるのも、当面はなくてもいいが恒久的にはあつた方が望ましいといふわれわれの考え方もあるいは一致しておるのだと、こういうふうにも感ずるわけでござい

ます。○佐藤三吾君 あなたの分析といふが、これは非常に読み違ひが多いんじゃないかと私は思ひます。たとえば開港に賛成が一七%です、これは私は、ここまで来た以上開港していかんやならぬじゃないかといふのは、それは国民の大勢だと思ひます。ただ問題は、安全性を抜きにして開港をとにかく急げ、五月二十日で急げと、こういうものに対しては明確に一七%が支持をしておるんであつて、これは五月二十日ということが決まつた後にたつた世論調査でしょう。そうすると、言うならば、五月二十日については一七%の支持しかない。むしろその五月二十日が多少おくれでも、警備に頼つて空港を開くようなことでなく、本当に日本の玄関口としての安全性が守れるような、そういう空港の開港をすべきだといふのが、私は過半数を超えておる五四%の意見だと思ひます。

なぜ私はこゝら辺を強調するかというと、やはりどうしてもいまの政府の姿勢を見ると、警備が万全でありさえすれば空港は開けるといふような発想を持つておる。しかし、あなたがさつきおっしゃったように、いまの現状は異常だと、いわゆる警備で空港を開くような状態というのは異常だと、こういうあなたは説明なさつておるわけでしょう。その異常な状態に対する国民の批判といふのが五四%ですか出ておるわけです。こゝら辺私は、警備を担当する者として、責任持つ者とし

てやっぱり率直に内閣に対してきつと言ひわけしない、まあ、あなたの場合には、今度の三・二六のときに若干ミスがあったと、警備上、そういう負目があるかもしれない。だからそのミスを今度なくして完全にやってくんだというこの姿勢があるかもしれないけれども、しかし、これは三・二六でミスがあったというのは、警察としてもやっぱりいろいろ訓練をして、そうしていろいろな目配りをして万全を期したつもりが結果的にはミスの面が出てきたと、後で。逆に言えば裏をかかれた部分が出てきた。私は今度五月二十日にそういう事態が再現しないとは限らないと思ふんですね。また起こるかもしれない。問題は、やはり基本はそういうことじゃなくて、あの空港を日本の玄関口として全国民がそれをやっぱり認めるような、もつと言つと、地元の人たちがそれを認めるような、そういう問題の方向に政府全体の方向を変えていかなきゃならぬと思ふんです。いま一番大事な点は、あなたが思ふように、安全性を守る意味から見ればそういうことと言えるんじゃないかと思ふんですが、そこら辺はひとつ警備当局としてきつと私はやっぱりしない、間々自民党の空気をみますと、自民党の中でも新立法でやればできるんだという発想があるように私は新聞で見受けております。また政府もそういうことに乗っておるような感じがするわけです。しかし私は、新立法つくったからといってそれが律せられるものじゃない。律せられるなら今日この十二年間の中でもいろいろな形の中で努力なさってきたんですからと思ふんです。ですから、そういう意味合いのことはやはりせつかく現地で警備会議を開いて五月二十日に向けての一切の点検を行い、体制を整えたと思ふんですけれども、ここは大事なところですから、あなたのやはり本当の気持ちを含めてきつとした意見を出してもらいたいと思ふんです。

○政府委員(三井清君) 問題を、当面の問題と長期恒久的な基本問題というように観点を分けて私たちは整理をし、考えていきたいと思ふわけでご

ざいますが、当面の開港という点につきましては、いまお話のように、この世論調査による早期開港という意味は、もう五月二十日も含めての意味であることは明瞭でありますけれども、多少おくれでも開港という点についての意味が、それをさらにどの程度に考えておるかという点は必ずしも明瞭でないように思ふわけでございます。まあしかし、いずれにいたしましても、開港をするということについては多くの世論がこれを支持しておるといふことを私たちは踏まえまして、そのやり方につきましては十分に検討を加えていくと。幸いといえますが不幸でもあったわけでございますけれども、大変大きな経験をしたと、こういうことでございまして、警察的、警備的にはこの経験を十分に分析検討を加えると、また当面の空港当局、公団当局もまたこれについての経験に立つた今後の改善策というものを力を入れておりますので、この両方相ましまして当面の開港については、私たちは十分の自信を持ってこの警備をやり遂げるという考え方でございます。

な御指摘のように、将来の問題ということにつきましては、やはり恒久策といたしましてはきわめてノーマルの状態に、しかもできるだけ速やかに持つていくというのが大切なことでございまして、この辺につきましては単に警備的なサイイドだけの問題でなくて、もつと広く各般の関係から打つべき手は打つていくということは必要だと思ひます。ただ警察として警備的な観点ということには万全を期するわけでございすけれども、先ほど申しましたような応援体制ということになれば、これはまた臨時の体制ということでありまして、これを恒久的な体制にするための警察的な側面からのやり方というやうなものを検討しておるわけでありまして、さらにおしやるように、広く警察以外の万般の角度から手を打つていく、できるだけ早くノーマルな状態、正常な状態に持つていくということについての努力については、私たちが警備を担当するという角度から見て気のつくところ、あるいは何といひましても警備

というのは形にあらわれた現象面の処理ということにどうしても中心が行きますので、そのもつと根源的なものに対する対策というものが何といつても大切でありまして、つまり警察の出番を待つまでもなく、そのもつと前の段階で問題の根源を処理していくというのが理想でございますけれども、現実の問題としては両方兼ね合いの中で事が処理されるということであらうと思ひますので、われわれとしても警察の分野並びにそれを越えた点についてわれわれの気づいた点、意見というやうなものも十分に関係のところに反映しながら、トータルにおいて安全な空港が一日も早く実現すると、こういうふうな努めてまいりたいと思ひます。

○佐藤三吾君 警備局長、これ以上言うてもなかなかあなたの立場にあると言えぬと思ひます。本来なら運輸大臣にこういう点を聞かなきゃならぬと思ふのですけれども、ただ私は三・二六の事件がひとつ契機になったわけですから、やっぱりいまの地元の体制の中では、これは三・二六が五・二〇に日にちが変わるということであつて、いかにミスが今度ないやうな警備体制をすれば、若干の程度はあつてもそこには限界がある。同時にまた、この地元の問題が解決して、そして理解が完全にはいかなない限り、私は将来にわたつて不安が残る、この空港は、そういう意味合いで重大性を含んでおると思ふのです。ただ、いまの政府の動向なり自民党の新立法の動きを見ると、やはり権力で仰えていきさえずれば、この問題は道が開けるんだというやうな、こういう姿勢がある。

その根底はやはり警備当局の責任ある発言がないといふところに私はあるんじゃないかと思ふのです。いまあなたがおしやつた、この後段の言ひにくい部分ですね。判じ物みたいな言ひ方をしよつたですけれども、その部分を私は明確に出してみてもそこには限度があるはずですから、限度があることについてできるだけ五月二十日までにはこの問題ひとつ政治的な解決をしてもらいたい

ということとはきつと言ひなさいかぬ。この世論調査を見る見方にしても、いまあなたのような見方をすれば、やつていけるという判断をするでしょうから、そうじゃなくて、やはりこれは四月の九日にやられておるわけですね、世論調査は、ですから、いわゆる五月二十日というのが決定した後で、十分に国民が判断する時間を置いた上でやられておるわけです。その結果、五月二十日を多少おくれでも、多少おくれでなくても、当然そういうことから見ると、五月二十日、多少おくれでも安全性をひとつ確保してもらいたいというのが国民の世論の過半数を超えているというこの事実、こういった問題を私は警備の中からでもきつと整理をして、政府に正しい判断ができる提起をすべきだと思ひます。まあこれ以上あなたにこの問題でお聞きしても限界があると思ひますので、一応私の質問は時間も参りましたので打ち切りますけれども、ぜひそういう点を、いわゆる政府の政策決定に生かすやうに、あなたとしてのひとつ役割りを果たしていただきたいということをお願いして終わります。

○委員長(金井元彦君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時三十分まで休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時三十四分開会
○委員長(金井元彦君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案を議題とし、休憩前に引き続き質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願ひます。

○志西裕君 先ほど佐藤委員からいろいろと銃刀法の改正についてお尋ねがありました。私は、これに関連をして、いわゆる右翼や暴力団と銃砲店とかかわりがいろいろと取りざたをされておることにかんがみまして、当局では、何かその種の情報を得ているかどうか、あるいは調査したことがあるか、これらの点についてお伺ひしたいん

ですが。

○政府委員(森永正比古君) お答えいたします。

銃砲店と右翼あるいは暴力団との関連についてでございますが、銃砲店の許可は、御承知のとおり、通産省が武器等製造法に基づいて行っているものでございます。警察といたしましては、現在、御指摘の右翼、暴力団と常習的暴力行為を行っている者が銃砲店を開いているというところは把握をいたしております。しかしながら、銃砲店は大量の銃砲を取り扱うものでありますから、警察としては従来から重大な関心を持っており、ところでございまして、今後とも主管官庁である通産省との連携を強化いたしまして、このような者が銃砲店を開くというようなことのないように努めてまいりたいと、こういうように考えておるわけでございます。

○志吉裕君 じゃ、ちょっと視点を変えますが、暴力団とは言いませんが、名のある右翼が銃砲店の経営にかかわりを持っているとか、持ったとか、そういうことはありますか。

○政府委員(森永正比古君) 現在のところ私どもといたしましては、名のある右翼と暴力団がかかわりを持っているということについては承知をいたしております。そのような情報があれば、私どもも調査をするにやぶさかでないわけでございます。

○志吉裕君 銃砲店が全国的にチェーン店になっているのはありますか。

○政府委員(森永正比古君) この事項は通産省の所管に属しますので、はっきり掌握いたしておりませんけれども、チェーン店が一部あるという話は聞いております。

○志吉裕君 その話は聞いておる、私も話を聞いておるんですが、いまもし、きょうでなくても結構ですが、通産省等とも当たりまして、チェーンになつておる店などがわかりましたら、調べて結果が得られたらひとつ御報告いただきたいと、こう思うのです。

昭和五十二年十月二十五日、読売新聞夕刊によ

ると、これは政治経済日の丸評論社ですか、某右翼団体がハワイで射撃訓練を行ったことが大きく報道されておりますが、これについて事実を確かめたことはありますか。

○政府委員(森永正比古君) この読売新聞に載った特定の事実について調査はしております。

ただ、現在ハワイを中心に暴力団等の進出が非常に多いのだと、激しいということ、こういうものに対する対策を一応考えなきゃいけないんじゃないかということ、アメリカ等とも一応話し合いを進めてきているところでございます。

○志吉裕君 それは結構なことですが、何かこの写真によりまして、現に実弾射撃訓練をしているのか、だれのものやらわかりませんが、もしこういうことが行われるとすると、ハワイというところはそんなことの簡単にできる場所かどうか知りませんが、いかなる拳銃を使うものやら非常に問題の多いところなので、いませつかく答弁がありましたら、日本でできないからというので、そういうところで腕をみがいて別のルートで手に入れて暴れたらたまったもんじゃやないという気もいたしますので、その辺はひとつ詳細に事実関係の調査や日ごろの探索を怠らないように要望しておきます。

成田のいわゆる千葉警察の空港警備隊、取りざたされておりますので以下長官を初め皆さんにお伺いしますが、いわゆる報道されております千葉警察空港警備隊と言われるものについてその発想方法、どういう発想であったのか、いろいろ検討があったんじゃないかと思いますが、その発想とか検討のいきさつ、経過あるいはいま考えられております構想といえますか、内容、そしてそれらの法的な根拠あわせて一括、概略でよろしゅうございまして、長官からでもお答え願えませんか。

○政府委員(山田英雄君) ただいまお尋ねのございました千葉警察の空港警備隊でございますが、これは言うまでもなくこのたびの国際空港の

恒久的警備に当たる部隊として、千葉警察の意向を十分に徴しながら設置することが決定されているものでございます。その背景は申すまでもございせんが、国際空港を魔港に導くための、魔港を目的地とする極左暴力集団の断続的な不法行為、凶悪な法越え行為、ゲリラ行為が行われておるわけでございます。これにつきましては、従来警察庁としましては全国都道府県警察からの応援援助によって警備に当たるということにはいたしてまいりましたけれども、過般の管制塔襲撃破壊事件にかんがみまして、恒久的な警備体制を国際空港を管轄する千葉警察に置く必要があるのではないか、空港警備のためだけのそれを任務とする部隊を置く必要があるのではないかというところを、千葉警察の意見を徴しましてその必要性を感じたわけでございます。その結果、政府要綱四月四日に出されました新東京国際空港の開港と安全確保対策要綱におきまして空港内外の警備に万全を期するため、空港警備隊を設置するということもなされたことと相なつたわけでございます。

ただいま考えております規模、任務等でございますが、おおむね千五百人をもつて当番、非番、日勤の三交代制勤務で、極左暴力集団等による空港施設への侵入あるいは空港施設の損壊その他空港運営業務の安全を妨害する行為の防止、制圧及び検挙に当たる、以上のことを任務として編成いたしたいと思っております。

法的な根拠についてのお尋ねでございますが、いままで申し上げましたように千葉警察の部隊として設置することにはいたしたいと、千葉警察においてもそのように考えておりますので、特別の法律に基づき設置するわけではございません。現行警察法の規定の中で、千葉警察の内部組織として命令並びに千葉県公安委員会規則に基づく組織として設置されるわけでございます。

それで経費の点でございますが、以上のようないきさつで設けることを決めておるわけでございまして、国際空港の警備の重要性というのは国

家的に強く期待されておりますし、国家的な重要なものといえますよりは、わが国の国際的威信がかかっておるわけでございます。そういう強度に国際的、国家的色彩の強い事務でございますので、自治体である千葉県に負担をかけさせるといふことはそぐわないと考えておまして、千葉県に過大な負担とならないよう目下検討いたしておる次第でございます。

○志吉裕君 概略お話がありました、まず疑問から申し上げますと、恒久的な警備体制をとる、いわば恒久的でありますから、相当長期ということですね。相当長期のほぼ恒久的な警備体制をとる。当然前提には治安の不安定が相当長期に、恒久にわたる。過激派組織や、あるいは空港の魔港を指すそれらの諸君による治安の不安定な状況というものが恒久的に続く、相当長期に続くという想定がない限り恒久組織は創設する必要がないわけですね。長官、成田問題についてはそういう想定を持っておられるんですかね、成田の治安というものについて。いかがですか。

○政府委員(山田英雄君) 恒久的と申し上げました趣旨は長期的に全国からの応援援助体制で臨むことは各都道府県警察、援助部隊を出す都道府県警察の治安にも響くことになりまして、そうした応援援助体制を長期的にとることにかえて千葉県自体に警備の力を蓄える、そういう意味で申し上げたわけでございまして、現在考えておりますこの空港警備隊は極左暴力集団の現在の成田空港に向けての不法行為を働く意図なり、ゲリラ行為の形態が存する限りということではございまして、その限りの臨時、異例的な組織であると考えております。もちろん極左暴力集団の蠢動、ゲリラ行為というものが絶えなれば、こうした警備体制もその必要性がなくなるかと、かように考えております。そういう意味の臨時、異例な、ある一定期間における持続的な、恒久的な警備体制ということと御理解いただければと思ひます。

○志吉裕君 官房長、あんな言葉をやたらに使うけれども、臨時、異例の、長期、恒久。恒久とい

うのはずっと続くもの言うんです、これは。臨時、異例というのはやっぱり一時的なものなんです。年がら年じゅう臨時、異例で百年も臨時、異例が続いたんではたまたまものじゃない。私はやっぱりいま官房長のお話がありました、現在特に開港を目指しての一種のピークのようなときにあるものだから、一万四千名といういわば警備体制をとっている。仮に一万四千が一万であつてもほかの県からもうこうやって、ほかの県で日ごろ遊んでいるわけじゃないんですから、通常の任務についている者を抜いてきて成田にああいう形で警備体制をとるということは一時的にはできても、少し時間を長くすることでもできないから置こうという発想のようなんです、善意に考えますとね。しかし、どうでしょう、いま動員している数は一万四千名ですよ。一万三千でしたかね。いずれにしてもそんなもんです。そういう動員体制が長期に持続できるわけがないので、といつて三交代千五百名、これは毎回五百名ですね。五百名の警備隊がいまの一万余千の警備隊にかゝる実力を持つわけはない。ということになると、どうも判断に迷うのは、いまのような大がかりな廃港運動というふうなものはないにしても、しかし廃港運動というのは長期にわたつて続くという想定がやっぱりあるんじゃないですか。だから、恒常的な組織を——臨時的なものなら、臨時的に千五百や二千の部隊を二、三年間ぐらい配置をするぐらいなら、いま一万四千だつてずいぶん長いことたつてますが、二、三千ぐらいの、あるいは千五百ぐらいのものなら、あちこちからちよつと県警に御苦勞願つて、いま一万ばかりおる機動隊の中のもの千五百名ぐらいを臨時的にあそこに部隊編成をすることは可能です。恒久的にどうも千五百もずっと置くというこの意味がわからない。

○政府委員(山田英雄君) ただいま一万数千人とおつしやれましたが、成田警備のピーク時において、極左暴力集団の大衆動員が行われたときにとりまして警備体制は確におつしやるとおり一万余人でございますが、現在は応援部隊は二千

人をすでに下回つております。そういう事情を御理解いただきたいわけでございますが、またお尋ねになられました、千五百人ぐらいであれば全国から応援をとつたまま続けられるではないかというところでございますが、この点は、やはり各道府県警察とも大変いろいろ多忙な警察案を抱えておりまして、中核となる機動隊その他を常時、交代とはいひながら応援に出すということは、それぞれ県の治安に重大な影響をもたらすことになるわけでございます、短期間でございませう、そうしたアメリカを耐えながら協力、援助をしておるわけでございますが、一年ぐらいに及ぶということになりますれば、やはり総合的な見地からしまして、千葉県に独自の警備力を置く、こういうことが合理的ではなからうかと。臨時、異例ではございますが、臨時、異例な状態の続くその期間内においてはそうした措置が合理的であろう、こう考へておるわけでございます。

○志吉裕君 成田問題が確かにいま国家的、国際的な威信をかけた問題だからというので、少々の問題点があつても通つと通つというふうにお考へになつておることに私は少し懸念を感ずるんですが、一般論として考へてみても、私、世界に冠たる日本の警備当局が、少なくとも成田なら成田の空港をめぐつて恒久的に絶えず治安の不安に襲われるような状態にあるということは想定をしていないと、善意に解釈して。そうしますと、やっぱり過渡的なある一時期の対策のために少なくとも千五百名という警察官を採用するということは、用が終つたらおまえ首切るといふわけにいかぬのですよ。少なくとも政令やその辺は直すんでありましようが、法令の一部を直してまで組織を——臨時的じゃない、これはつくるものは恒久的ですよ、というものを設置をするという、そつちの方が異例だ。そういうのは普通やりくりをしてそれに備えるんじゃないですか、やりくりをして私は臨時をとれとは言いませんが、普通の場合ですと、たとえばそういうものを臨時で間に合はして、あちこちの人たちの手を借りたり、工夫をし

たりというふうなところで緩急に應じて体制をとる。一年か二年ぐらいの、あるいは半年か一年ぐらいのものに恒久的な組織をつくるでしようか。そもそも諸外国でも、わが国でもいいんでありますが、これぐらいの規模で空港を常時守らなきゃならぬという空港、どこかに例がありますか。

○政府委員(三井清君) いまのは警備情勢との結みの問題でございますので、私からもお答え申し上げたいと思ひますけれども、極左暴力集団が成田空港について、彼らは将来は革命というふうなものを彼らなりに展望しておるのかもわかりませんけれども、成田空港を開港させない、あるいは廃港に持つていこうということを彼らの当面手近な目標としていろいろの活動をしておるといふ現実が一つあるわけでございますので、これに対する対策をいたしまして、当面とや長期に見たものと二つ考へまして、長期の問題をいたしましては、三、二六に匹敵するような開港時というものを彼らなりに、この前は一週間連続開港というように彼らなりに全国動員であつた競争をやつたわけでありまして、次回についてもそれに劣らないような彼らの行動というものをわれわれとしては想定しなければならぬと。

そうすると、この体制としては、話がありましたように、少なくとも前回並みの、あるいはそれを下回らない臨時の応援体制、大量応援という形でこれを乗り切らなければならぬという警備の要請が一つございます。

もう一方、それでは開港が一たん無事に行われた後に、彼らはどういふような出方をするかということについては、いろいろ見方は分かれるかと思ひますけれども、最近の新聞等で公然と言つておる反対同盟委員長の発言を見ましても、開港になれば一般の人が大ぜい入つてくる、ますます彼らはやりやすくなる、こういうふうに出ておるわけでありませう。

私は、開港時と、その後のやや恒久的、長期的な問題との中間に過渡期があると思ひます。つまり過渡期と申しますのは、開港時に彼らが大量動

員をして警察部隊にぶつかつてくるというふうな大衆行動的な、ゲリラ行動的な攻撃と、それからまた某委員長が言つておるような、今度は開港後にすきを見て、そういう部隊とかなんとかというんでなくて、ごく少数でも、一般人にまじつて何か行動、事を起すのだと、こういう式のもの、過渡期には両方あるんじゃないだろうか。それが済みますと、今度は大衆行動でやるということではなくて、もつぱらどこかすきがないか、すきを見つければ、一人でも二人でも何か事をしよう、こういう時期が比較的長く続くんではないかと、こういうふうな思ひわけでございます。

それは、どこの空港についても同じようなことはあり得るわけでございますけれども、成田の場合には、成田空港に反対するといふような勢力や空気が残つておりますれば、それをバックといたしまして続々と出てくることはあり得るわけでございます。同じ空港であれば、羽田だつてあるじゃないかといふようなことはあるかもしれませうけれども、羽田の場合には羽田そのものを反対とか廃港とかといふ動きというものは基本的にはないわけでございますから、その差がどういふふう

に治安の面であらわれてくるかというところを見るわけですけれども、私たちとしてはそこを手がたく見ていく、こういうことになりまして、開港時は臨時の大動員体制をやる、その後は恒久的な体制と臨時の体制とを組み合せつゝ推移いたしまして、そして最後には、比較的長期にわたる恒久的な体制で押しつけていく、こういうことでその後どう展開していくかということがまたこれ情勢の推移いかんということで、相手方のあることであるから、いまそこを読み切るというのとはなかなかむずかしいといふことで、ある意味での手がたい体制をしいていこうといふことでございませう。

外国の空港のいまの例を……

○志吉裕君 いや、外国はいいです。
○政府委員(三井清君) 以上でございます。
○志吉裕君 こればかりやつてもしょうがありません。

せん。私は、いずれにしても、官房長の答弁、局長の答弁聞いておりまして、わが国の警備当局は、成田に関して言えば、相当長期にわたって常備警察、機動隊千五百名を配置しなければならぬような不安定な状況に置かれておるという想定に立っていますね、成田について。

○政府委員(山田英雄君) 極左暴力集団の法越軌行為に対処するための部隊でございまして、それを私とも警察の責務として検挙、制圧、防止するわけでございますが、御安心を皆さん方にいたしたくために防止、検挙、制圧するためには、むしろ持続的な空港警備隊という警備体制をとった方がよろしいのではないかと、こういう角度で設けておるわけでございまして、決して警察の努力を越えて不安定な状態が続くというように考えておるわけではございません。

○志吉裕君 私は、一時的なものであれば恒久的な警備制度、組織は要らない。一時的な編成でよろしいという考え方なものですからお尋ねしたわけですが、それは問題点にして次に進みます。

先ほど特別の法律はつくらないということですが、なお念のためにお聞きしますが、この問題は、たとえば法的な根拠などを成田にかかわる特別立法がいま云々されてますが、成田にかかわる特別立法等の中にこの空港警備隊の法的な根拠を定めるといふようなことはありませんね。

○政府委員（山田英雄君）　そういうことは考えておりませんし、ございません。

○志吉裕君 成田の警備というのは、いわばあの辺の地域の公安の問題か、あるいは国の公安にかかわる事案というふうにお考えになってますか。どちらですか。

○政府委員(山田英雄君) いま都道府県警察が所掌しております警察の職務の中にはいろいろな国家的性格の強いもの、あるいはもともと自治的性質のものといういろいろあるわけでございますが、成田の空港警備につきましては、先ほども申し上げましたように、大変国家的性格が強い事務であるというふうにご認識しております。

○志宮裕君 この点は後でまたかかわりが出ますので、一応念を押しておきますが、あれでしょうが、空港、国の特定の施設を警備することということで、長期的にそういう警備組織をつくって警備をするという例はほかにございますか。

○政府委員(山田英雄君) 国内の各空港にはそれぞれ空港警察署というものを設けまして、所要の空港警備その他の空港に係する警察事務を処理しておるわけでございますが、そういった組織とは別に、独立の警備隊を設けるということは、臨時、異例なものとは言え、今回が初めてであると思います。

○志吉裕君 たとえばこういうことは考えませんでしたか。皇居という国の特定の施設がありますね。これには警察庁の付属機関として皇宮警察、これは特定の施設を警備するという、こういうことを考えませんでしたか。

○政府委員(山田英雄君) 国際空港は千葉県内に所在するわけでございまして、それに対する極左暴力集団の違法行為といえますのは地域的に空港地域に限定されるものではございません。したがいまして、効果的な警備活動を行うためには、やはり千葉県本部長の統一した指揮のもとに行うことが適切であると、こう考えております。同時

に、やはりこれは警察法上の都道府県警察という制度の根幹を変えるまでのことでもない。制度の根幹に触れずに、千葉県警察本部長の統一的な指揮命令のもとに有効な警備を行いたい、こういう考えに基づいて検討したわけでございます。

○志吉裕君　それでは、三井局長は、成田問題が起きましているいろいろなところでもやりとりがありましたときに、まず空港当局というのですか、公団自身が自分でやることはやってもらう。自分でやる警備はやってもらうと。その上に警察当局が

必要な整備をする、このことをしきりに強調されました。たとえば鉄道が、国鉄が、自分のやることはやるというので鉄道公安官のようなものを置いてますね。あれは何名いるのか知りませんが、けれども、特別の立法があります。空港当局がた

たとえば自分のやれることをやる。自分の施設は自分が守るといふ意味で、たとえば空港公安官のようなものですね、そういうようなものをたとえれば特別立法等も頼みながらやるとした場合、それも一つの警備方法でしょう。それらの点についてのメリット、デメリット、まさに臨時、異例のものを恒久的に、自治体警察とは言っても問題があることは新聞でも指摘していますが、いろいろな問題点を含むことは含むわけですが、たとえば特定の施設を守るといふ意味では皇宮警察のような例もあるし、自主警備をするといふ意味では鉄道公安官のような例もあるし、それらの諸点についての検討はなされましたか。

○政府委員(三井物産) 種々の検討はいろいろ
といたしたわけでございますが、ただいまの自主
警備の点につきましては、もとより私が特に申し
上げたのは、だれでもそうでありますけれども、
自分の施設、ことに空港のような複雑な施設、これ
を自分で守るという自衛性の中でどこに問題点があ
るのかというのが出てくるであらう。われわれ

はまた警備の観点から内容を空港当局からも教わりながら緊密な連絡の上でやっていこうと、こういう趣旨を申し上げたわけであります。いまお話しした鉄道公安官的なものを空港公団が自分で持つかということにつきましては、私はこの

空港というものの性質上、多くの人の出入りもあることでありますから、また、それだけでいくものでもありませんし、警察が治安一般についての責任を持っておる。その具体的なものとして、空港というのは大変重要なところであるという角度から、警察が本腰を入れて取り組むと、こういうことは基本だと思ひまして、いまの点についてはやはり空港警備隊というような考え方が一番適当であらうというように考えております。

○志苦裕君 いずれにしても私は国の施設を自治体警察——県警が国の施設を恒常的に特別の組織をつくつて、いわば常時警備に当たるということはまさに臨時、異例というだけあって納得がしにくい。国の特定の施設を自治体の警察が恒久的に

警備組織をつくつてそれに当たるということがどうも納得しにくいわけですね。先ほど官房長から、成田の地域にあつて成田の問題が全国的にも影響があるので、千葉県警本部長の指揮のもとに事に当たる、というようなお話がありました。自治体警察の根幹に触れる問題であるので取り扱いが慎重であることはわかりますが、それでは都道府県警察、いわゆる自治体組織の構成要素——都道府県警察というのは、自治体の組織の構成要素なのであつて、これは国のそれではない。国の特定の施設を守るために自治体警察が特別の組織をつくるというのはなじまないと思うのですが、いかがですか。

○政府委員(山田英雄君) 国の施設を都道府県警察が守っているという事例は枚挙にいとまがありません。国会の施設につきましても同様でございます。警視庁という都警察がその警備に当たっておるわけでございます。ただ、独立の部隊をつくることはいかがかという御指摘だと思いますが、これは先ほど来申し上げておりますように、成田とそれに対する極左暴力集団の違法な行為が頻発しておるといふ特殊の状況の中の臨時、異例の措置でございますので、警備の目的を達成するためにはやむを得ないことだと考えておるわけでございます。

○志吉裕君 いや、私は国の施設を守るなどと言っているんじゃない。それは国会の場合だっていろいろお伺いしますと、議長から総理に要請をしまして、総理、官房長官から都の公安委員会に要請があつて、それで公安委員会から警視庁にその旨言つて、警視庁は自分の配下の機動隊のローテーションの中でこの国会という施設を守っているわけでありまして、そういうのが現実でありまして、私が指摘しているのは、官房長後段にお答えになつたように、特別の組織をつくつてそれに対応するということもあんまり、何とも言えない。しかし、まあそんなものはかまっちゃおれぬと。なじむもなじまぬもない、新しくなじませるんだということなんです、国の公安にかかわるものと

だという先ほど認識を示された。成田などは一成田云々という地域の問題じゃなくて、国の公安にかかわる事案であるという、そういう認識を示されるのであれば、たとえば国家公安委員会、いわゆる警察庁といいますが、が法五条の事務に追加をして行くべきじゃないか。皇官警察その他云々と並べて、成田空港の警備にすることというのを法五条に追加をしてやる方法だってあるでしょう。でなければ、特別のことをしないで、一般の千葉県警の機動隊のローテーションの中で、足りなければいまのような警察法に基づく相互の援助要請というふうなもので処理をするという方法もあるではないかと思うんですが、もう一度長官、この辺の判断はやっぱり長官の判断にもよるんじゃないでしょうか。

○政府委員(山田英雄君) 国の公安にかかわるということの表現よりも、国家的色彩が強い事務だということに私御答弁申し上げたつもりでございしますが、もちろん千葉県警のいま条例で決められております定員の中でやりくりして守るべき筋合いの点もあるかと思ひます。現に、いままでそのように大変無理なローテーションを組んで千葉県警はやってまいりました。それに對しまして、われわれは全国からの応援援助ということを千葉県警の要求にも基づきましてやっておいたわけでございしますが、そうしたローテーションというものは、やはり長期間にわたりますと無理がくることは必至でございします。特に人口に比べて定員の少ない千葉県警にそのような長期的なやりくりを強いことは、事実上困難になっておるわけでございします。応援援助につきましても、先ほど御答弁申し上げましたように、限界がきております。そこで、やむを得ざる措置として千葉県に定員をふやして、その中で空港警備を——はるか市街地から離れた原野の中でございします。そこで、地理的にも離れた場所でございします。そこで、部隊を置いて警備をすることが合理的ではないか。臨時、異例という枠内においてそういう措置をすることが一番合理的だろうということ

考えた結果でございしますので、よろしく御理解を賜りたいと思ひます。

○志吉裕君 一応きょうは問題点の指摘だけですから、次にまいります。

そこで、官房長の御答弁では自治体警察という根幹に触れる問題だからいろいろ慎重に扱うということですが、しからば、千葉県警に設置するということになりまして、当然千葉県条例で定めることになるでしょう。その場合、法四十七条に定める政令の基準に従うこととされておりますから、当然この政令四関係の付録の改正が手続として上ってくるわけでありまして、これはもう改正の用意をなさっておるわけですか。

○政府委員(山田英雄君) 御指摘のとおり、四十七条四項で、「内部組織は、政令で定める基準に従い、条例で定める。」ことになっております。政令で定める基準はただいまのところ、本部の内部組織の部までを政令の基準で定めておりますので、それ以下の組織ということになりますれば、部に付置される隊というふうな、そういう組織につきましては千葉県公安委員会規則ということで定めようという条例からの委任がございします。したがって、そうした条例の、政令の基準の定め方、条例で定めている内容、条例の規則への委任という諸規定をならみまして千葉県公安委員会において御決定がなされると考えております。

○志吉裕君 ですから、千葉県は四関係の職務の指定県ですね、千葉県は、俗に言う指定県。他の都道府県ではなくて、千葉県については付録に、グラフに書いてある。すると、あの政令は具体的ににさわらないで、いまのお話ですと、千葉県の条例もさわらないで、千葉県公安委員会の規則だけでこのような設置になりますか。

○政府委員(山田英雄君) これは千葉県に限らず、各都道府県警察について現状は、政令で定められております基準は部まででございします。都道府県警察本部の内部組織の部まででございまして、通常の定め方としましてはそれ以外の、それ以下のと申しましようか、他の組織につきましては、条

例がそれぞれ公安委員会規則に委任しているのが通例でございします。千葉県の場合もさように承知しておりますので、これは千葉県御当局、千葉県公安委員会の御判断によることと思ひます。

○志吉裕君 そうすると、結局ずいぶん前例のない、しかも警察制度の根幹にさへも触れるような問題だと私は思うのだけれども、最終的には千葉県公安委員会の規則にちよこつと何か書くだけでこういうものができるといふことになるようでありまして、これは千葉県との合意——どうも私は一方的に国のサイドで進んで発表されているような印象を受けるんですが、千葉県との合意は進んでおるんですか。

○政府委員(山田英雄君) 冒頭に御答弁申し上げましたように、この設置について検討いたしました場合には、当然千葉県警察の警備上の意見、意向を徴しておるわけでございします。

それから、組織についてのお尋ねでございしたもので、先ほど組織に限って御答弁申し上げたわけですが、警察法五十七条の規定によりまして定員の基準というものは政令で定めることになっております。したがって、今回の千五百人の空港警備隊、これを千葉県において設置いたします場合には増員が伴います。その増員措置につきましては政令をもって定めなければ、直ちに条例で定めるわけにはいかないということになっておりますので、つけ加えて御答弁申し上げます。

○志吉裕君 わかりました。

で、千葉県公安委員会はそういう規則をいつごろつくると言うところですか。

○政府委員(山田英雄君) この空港警備隊の設置につきましては、まずただいま御答弁申し上げました定員の増員措置を政令で御措置いただくことがまず先にならうかと思ひます。

それから、冒頭に御答弁申し上げましたように、県に負担を来たさないための財政措置上の諸問題、関係省庁といま折衝中ではございしますが、そうした点の結論が出まして、定員の基準に関する政令の改正が行われました後に、条例の制定その他

の問題が出てきようかと思っております。

○志吉裕君 まあいろいろお話がありますが、結局、千葉県には何も主導権なんですよ。何名にするかというのも政令で、いわば国が決めるわけですし、千葉県は一銭だって自分で銭持つ気はないんですから、そうすれば、財政措置だって千葉が負担することを何も歓迎しているわけではない、本当に千葉県の判断で、先ほど来御答弁がおりますような、千葉の県警や千葉県が自主的にそういう発議をし、措置を求めるのであれば、定員が何名来るかわからぬけれども、やれるものはやってみようという姿勢に出るのがあたりまえじゃないですか。そうならないのは、やっぱり主導は国がおやりになつてゐるんです。私はむしろ警察庁所管事項は、国家公安委員会の事務の、これは国の公安地域のことだけれども、国の公安にかかわる事項だという認定をして、それに基づいて事実上はこの法律第何条ですか、警察庁の指揮、監督権を行使してあそこの警備に万全を期すという発想で事実上は進めておるんだ、とられるかどうだけは千葉が自主的にやるんだというふうにおやりになつてゐるんじゃないんですか。

○政府委員(山田英雄君) その点につきましては、千葉県当局さらに千葉県警察当局の強い要請があるわけでございします。警備力を増強してほしいという強い要請を受けて、そこで警察庁といたしましてはその意向を受けた上で検討して政府要綱にも載るといふ経緯があつたわけでございします。決して国だけが考えて、ただいまお尋ねのように押しつけているという状況ではございしません。日常の成田警備を通じて、それから今後を見通しまして千葉県当局、千葉県警察がぜひこういう増強が必要ではないかという意見を持つに至つておるわけでございします。

○志吉裕君 時間がありませんから、ちよつとこれに関連をしてお伺いをいたしますが、私は一つの考え方として、国の公安にかかわる事態だとして云々ということをお願いしたが、ところが

話は別ですが、法律十二条の国家公安委員会の規則は、即都道府県警察を拘束できませんか。

（委員長退席、理事夏目忠雄君着席）

○政府委員（山田英雄君） ただいま御指摘の十二条は、「国家公安委員会は、その権限に属する事務に關し、法令の特別の委任に基いて、国家公安委員会規則を制定することができる。」という規定でございまして、法令の特別の委任のございまず限り都道府県警察を、都道府県公安委員会を拘束する内容の規則は制定できるわけではございません。

○志古裕君 それを受けた政令の十三条、そうするとそれはやっぱり制限があるんですか、特定の事項について規則が拘束力を持つんですか。

○政府委員（山田英雄君） ただいま御指摘の警察法施行令十三条の規定は、法令が国家公安委員会規則に委任した根拠事項だろうと思ひます。

○志古裕君 そうすると、私は頭が悪いのでわかりやすく聞いているんですが、公安委員会の規則制定権がありますよね。これは都道府県警察を即拘束できないんですか、できるんですか。

○政府委員（山田英雄君） 法令の特別の委任というものがありますれば、それに基づいて定めた国家公安委員会規則は都道府県公安委員会を初め都道府県警察を拘束するわけではございません。

○志古裕君 これは警備局長、成田問題が今日こういう事態でさまざまな検討をされておるんですが、その結果警備実施要則を手直しをするとか、改定をするとかいう必要がありますか。

○政府委員（三井晴君） ただいままでのところ警備実施要則の改正の必要は感じておりません、将来はまた別でございませうけれども。

○志古裕君 次に、機動隊について少しお伺ひいたしますが、昭和二十九年七月に機動隊の設置が通達によってなされたわけでありましたが、機動隊が設置をされる根拠、ちよつとお示しいただけませんか。

○政府委員（三井晴君） 警察庁といたしましては、各県警察の行うべき事項につきまして調整す

る権限が基本的にあるわけではございません。したがいましてまず全国的な情勢の中で、いまの機動隊の問題について言いますと、こういうような情勢で、昔は県によつては機動隊のあるところ、ないところがあるわけでありまして、あり方も、その都度、必要の都度編成するということもありまして、常備的に置いておくといういろいろな形態がございまして、それを足並みをそろえろという基準、これがその通達であるというように考えております。

○志古裕君 機動隊設置運用基準要綱というのがありますね。これは実は御提示いただけませんかと言つたら勘弁してくださいというので御提示は求めませんが、まず設置運用基準要綱というものの法的根拠は何ですか。

○政府委員（三井晴君） 先ほど申し上げました警察庁として各県の警察活動を調整するというところでございまして、警察庁の一般的な調整権限に基づくものでございまして、

○志古裕君 そうすると、十六条の指揮監督権ですか、あなたの言うの。あなた何でも法律第何条によつてと物を言う口だけれども、一般的な調整権というのでもないでしょう。法律第何条のどれですか。

○政府委員（山田英雄君） 警察法の五条二項各号に掲げております事務は、警察法第十七条で警察庁の権限にもなります。ただいま御指摘の警察法十六條二項によりまして、その警察庁の所掌事務によつて都道府県警察を指揮監督できるといふことになっております。その中身として五条二項十三号をござんいただきますと「警察行政に關する調整に關すること」という項目が掲げられております。これを中身とした調整を行う監督でございまして。

○志古裕君 そうしますと、いまの根拠を持った通達が設置運用基準要綱なわけですね。そうしますと、不勉強ですが、これの予算及び人員はどこで定めておるんですか。警察機動隊の予算、人員はどこで定めておるんですか。

○政府委員（山田英雄君） 機動隊は、都道府県警察の中の組織でございまして、各都道府県警察におきまして、条例及びそれに基づく国家公安委員会規則で設置を定め、その定員につきましては警察本部長訓令以下の措置で定めておると思ひます。都道府県警察に、条例で決められました定員の中の配分の問題として各都道府県警察で定めております。

○志古裕君 そうおっしゃるけれども、たとえば人員とか、経費の負担区分とか、そういうものはそれぞれ根拠がありますけれども、機動隊については、機動隊の設置基準要綱のところに、予算、人員の基準については別に定めるとなっているんですよ。その基準は別に定めるといふんですから、都道府県ごとに勝手に決めていいんじゃないかと、警察庁がその基準を示したわけなんです。ところがいつぞいに定めたものはお目にかかったことのないわけですが、それはどこに定めてあるんですか。

○政府委員（三井晴君） ただいま申しました設置基準要綱、その付属文書という形で、その県の機動隊の数、これは丸い数字でございましてけれども、基準として一応示しておるわけではございません。

○志古裕君 予算もそうですか。予算は機動隊分は別枠になつておるんですか。それともどんな仕掛けになつておるんですか。

○政府委員（山田英雄君） 予算につきましては警察法三十七條の規定及びそれに基づきます警察法施行令第二条、第三条で詳細な規定が定められております。その中で「警備のための出動機動隊の運営、警備訓練」云々という項目が第二条第七号にございまして、その七号の規定により、機動隊の運営に關する費用は国庫支弁ということに規定されております。そのほか施行令の第三条三項の規定では、機動隊の超過勤務手当については所要の基準により補助することができるといふ規定もございまして、それらの規定によつて措置されておるところでございまして。

○志古裕君 いま機動隊の全国の数はいくらに上つていますか。

○政府委員（三井晴君） 約一万でございまして。ちよつと端数がございまして、一万でございまして。

○志古裕君 管区は。

○政府委員（三井晴君） 管区機動隊は四千二百でございまして。

○志古裕君 俗に第二機動隊と称するのですか、

○政府委員（三井晴君） 第二機動隊といふのは、いまの機動隊及び管区機動隊とは別でございまして、第三の種類のございますが、いまの管区の二つの機動隊はほぼ常設的なものでございましてけれども、第三の部類に属する第二機動隊は、特に必要ある場合に編成をするといふことで、平素訓練を、一定の訓練はしておりますが、看板を掲げた第二機動隊といふものではないと、そういう警備部隊を必要により編成をするといふ性質のものでございまして、全国で私たちが一応その数として考えておりますのは、一万六千といふ数でございまして。

○志古裕君 常備機動隊一万名、管区機動隊四千名、第二機動隊二万六千名、で、そうしますと成田へ集めた約一万四千名ですね。という数、発表されておりましたが、これはそうすると全国の機動隊、管区機動隊を全部持つてきたといふことになるわけですか。

○政府委員（三井晴君） 最高時の応援は一万でございまして、一万四千といふ場合の四千は、千葉県の警察官、茨城県の警察官を合わせて四千になつておるわけでありまして、一万と、その一万は機動隊一万と管区機動隊四千二百の一万四千二百あるわけですが、この中から込みましたしまして、込みといふんです、数字的にはその一万四千二百の中から一万を動員したと、こういう数でございまして。したがひまして、機動隊が全部出たとか、それも管区部隊が全部出たといふことではないと、管機部隊はほぼ全部参りましたけれども、したがって、大ざっぱな数字で言います

と、管区部隊の四千二百と機動隊一万の中から六千と、これがまあ応援したと、こういう数字になるわけでございます。

○志吉裕君 その機動隊、成田に対する警察官、機動隊の派遣といいますが、動員についてであり

ますが、これは千葉県公安委員会からの要請によつたものだと思つてあります。まあ六十条によりまして、まず三・二六に向けてはいつどのような要請が行われたのか、いまの常時大団二千名ぐらゐのものだといふお話がありました。そのの派遣要請といふのはどんな要請の形に、いつからいつまでの間とかいふことになつておるのでございませう。

○政府委員(三井清君) 応援派遣の前にいろいろ打ち合わせをいたしますので、それに基きまして千葉県公安委員会から部隊の属する、警察官の属する各県公安委員会に對して、おたくの県からは何名をこれこれだけの期間派遣を願いたいといふことで、個別に応援計画やローテーションがございまして、それに合はして個別に、たとえば一回の応援は九州から来て帰るまで何日といふことになりまして、その期間を計算して、何月から何日間、多少おおむねといふことは入りますけれども、そういう応援要請を個別にやつてございませう。

○志吉裕君 その三・二六のはいつ要請があつたんですか。三月二十六日前後ですか、あの大動員、あれはいつ要請があつたんですか、千葉県警から、公安委員会から。

○政府委員(三井清君) 三月の初旬にやつておりますが、それも県によつて、北海道のような早く出てこゝにやいかぬところとか、あるいは場合によつて遠いところで、ローテーション都合がありまうから、近頃は遅く来てもいいとかいふこともございまして、県別に違ひますので、おおむね二週間、しかしそのほかに往復の日数がございまして、それを加えた期間を派遣してもらいたいといふ、こういう考え方で要請をしております。

○志吉裕君 これを要請を聞いてあれですけれど、これは何か書面に基づいて、何か物々しい要請書みたいなものが行くんですか。電話でもかけて、おひさしと来てくれといふようなことになるんですか。

○政府委員(三井清君) 事前に電話でやりませんが、下準備といひますか、予告的な性質のものは電話でやりまして、正式のものは文書です。正式のものももちろん事前に事後といふことはございませう。事前に文書でやりませんが、その前に電話で了解を取りつけます。

○志吉裕君 それでは、手続のことですが、この要請は千葉なら千葉の公安委員会から新潟なら新潟の公安委員会に要請をするのではなくて、千葉の公安委員会から直接新潟の警察に要請をするんですか、手続としては、その場合、相手の県の公安委員会といふのは、あれはつんばさじきになるんですか。

○政府委員(三井清君) 公安委員会から公安委員会、つまり千葉県の公安委員会から、いまの例ですと新潟県の公安委員会に要請をいたします。その事務的な手続をあらかじめ千葉県警察から新潟警察本部に電話その他の方法で連絡をするといふことでございませう。

○志吉裕君 そうですが、この要請は第何条でしたか。これは公安委員会から警察に對しては、いふやないんですか。

○政府委員(山田英雄君) ただいまお尋ねの六十条の条文には、「都道府県公安委員会は、警察庁又は他の都道府県警察に對して援助の要求をすることができ」と規定してございまして、「都道府県警察」という用語が出ております。しかしながら、警察法上「都道府県警察」といふのは、第四章に「都道府県警察」という章名が出ております。その中の第二節に「都道府県公安委員会」といふことがございまして、六十条に言う「都道府県警察」といふのは、都道府県公安委員会を頂点とする組織といふ意味で使つておりますので、手続といひましては、ただいま警備局長御答弁申し上げましたように、公安委員会から公安

委員会に行つたのが正式な手続でございませう。

○志吉裕君 警備局長、あれですか、三月二十六日前後のあの成田をめぐる反対派の行動といふものは、法律第五條の二項三號の口に該当すると判断がありませうか。

○政府委員(三井清君) 三・二六の事態が起つてからのことと、起る以前の判断とあるうと思ひますけれども、起る以前にはもちろんそういう判断はいたしておらないわけにございませうけれども、起つてからはそういう判断も可能であると考えております。

○志吉裕君 で、この二項三號の口に該当すると判断をする際の要件です。何か起きてからすぐ行動といふわけにはなかなかいふかと思つたのですが、その要件といふようなものがどこかに記載をされておりますか、感じがいいんですか、その認定は。

○政府委員(三井清君) これは、要件といふのはもっぱら法律解釈の問題でございませうから、この法律で言うこれを公安委員会要件で定めるといふようなことは別にございませうので、法律一般の原則に従つて考えるべきものといふように考えます。そういういたしますと、これは設置された趣旨、警察法全体の体系と、こういうことから考えるべきものでございまして、これが発動されるといふんです。これに該当する場合の一番メリットは警察庁長官が直接に指揮をするといふところにメ

リットがあると思ひます。これは都道府県警察、公安委員会を含む警察に對する指揮の問題といふことでございまして、たとえば緊急事態の場合、警察法では緊急事態の規定がございませう。この場合は、緊急事態の布告が行われますと、都道府県警察が一時機能停止といひますか、わきへのくわけにございませう。都道府県公安委員会が一時的に、警察庁長官が直接に都道府県の本部長を指揮すると、こういうかっこうになるわけでありませうが、いまおっしゃつたあの規定に該当するといふ場合には、そういう効果が伴わない、別に伴わないことでありまして、事務文書の性質上調

整じやなくて直接にいろいろ言つてもいいと、また、直接といふ意味は、都道府県警に警察庁長官が物を言う方が、調整じやなくて直接に言えるといふことでありませうから、それは、長官として県の公安委員会に對して言う、公安委員会を通じて本部長に言うといふことでありまして、個々の警察官を警察庁長官が指揮監督するといふ性質のものではございませうので、その辺のところを勘案しながらこの規定の解釈、運用といふものを考えるといふように思つております。

○志吉裕君 五條の二項の三號の口は、「地方の静穏を害するおそれのある騒乱に係る事案」と、本文にいひまして、「国の公安に係るもの」と、こゝ読むのだと思つてあります。どこの地方でたがたもめた、それが「国の公安に係る」といふ場合に、警察庁の直接の事務になるという規定のようでありませうが、いまちよつと何か途中で訂正があつたようですが、これに該当すると認定すれば、十六條によつて警察庁長官に指揮監督権が移るといふものじやないんですか。こゝで十六條の指揮監督権といふのは、一般論としての職員に對する指揮監督権といふふうに読むべきな

んですか、こういう事態における「指揮監督」までも含まれるんですか、これは。

○政府委員(山田英雄君) 十六條二項は警察庁長官の都道府県警察に對する指揮監督でございまして、警察庁の都道府県警察に對する指揮監督といひますのは、ただいま警備局長から御答弁いたしましたように、都道府県公安委員会を頂点とする都道府県警察でございまして、都道府県警察の警察署長であるとか、個々の警察官に對する指揮ではございませう。これはあくまでも本部長の自治体警察の枠内における指揮命令でございまして、都道府県警察全体に對する指揮監督権が五條二項各號の事務についてあるわけにございませう。その中で、強弱はございませうが、先ほど申し上げました警察行政に関する調整が一番弱いものでございませうが、強弱はありますけれども、都道府県警察への指揮監督権が公安委員会を通じて行われ

ということでございます。
○志吉裕君 話戻りますが、その口の認定というのは、そうすると大したメリットを伴うものではないということになっちゃうわけですが、それはいいですか。

参考のためにですが、七十一條の事態というのはどんなものを言いますか。

○政府委員(山田英雄君) 緊急事態の特別措置に係るお尋ねでございます。七十一條の事態は、法文に明らかなように、「大規模な災害又は騒乱その他の緊急事態に際して、治安の維持のため特に必要があると認める」というのが要件でございます。効果としましては、先ほど警備局長から答弁いたしましたとおり、内閣総理大臣、警察庁長官の統制が行われる。したがって、警察法に言う都道府県警察という組織が一時凍結されまして、個々の警察官に至るまで総理大臣、警察庁長官の指揮命令権が徹底する、公安委員会による管理というのが一時排除されるといふ効果を伴います。そういう効果を発生させて、治安の維持を図る必要があるということが要件だと思えます。

○志吉裕君 ですからここに「大規模な災害又は騒乱その他の緊急事態に際して、治安の維持のため特に必要があると認める」と、この七十一條。同じように第五條のところに「民心に不安を生ずべき大規模な災害に係る事案」、あるいはいろいろありますが、それぞれに、言うならば、似たような状況だが、程度に応じて五條の枠に入ったり、七十一條の枠に入ったりするのだと思うんです。そうすると程度の認定というものは何か物差しがなければ、早とちりをして七十一條の認定をしたり、あるいは七十一條の事態になっておるのにまだ五條あたりをそのしておったということでは困るでしょう。そうするとやはりどこかに認定の物差しを持っていなければならぬんじゃないのですか、そういうものはどこにあるのですか。

○政府委員(山田英雄君) 先ほど七十一條の解釈について御答弁申し上げたわけですが、七十一條の緊急事態を發動する要件といふのは、通常の警察組織による努力、これは警察庁長官の指揮監督がございまして、それから応援援助もございまして、都道府県警察相互間の協力義務もございまして、そういう第六章「緊急事態の特別措置」に規定されていない警察法上の規定による努力というのがいろいろな形でございまして、その努力、規定の發動を通じて措置できない、公安委員会制度を一時排除してまで個々の警察官に対して総理大臣、長官が指揮監督しなければ事態が収拾できないというところが要件だろうと思えます。その要件を満たさない場合においては、通常の警察組織の系統で処理する必要があるということになろうかと思えます。

○志吉裕君 それはわかりました。そこで、現にいままでもそうだし、いまもそうですが、成田に派遣された警察官の待遇、宿舎等はどうなっておりますか。

○政府委員(山田英雄君) 警備出動に要する経費は国庫支弁でございまして、その他警備活動に要する経費についても所要の国庫支弁の規定がございまして、そうした国庫支弁金をもちまして、宿泊のプレハブ宿舎もつくってございまして、給食、給与の点につきましてもできる限りの手当てを尽くしておるところでございます。

○志吉裕君 できるだけのことをすると言えはそれきりでありますけれども。

自衛隊の宿舎の使用について協力を受けていますか、受けたことがありますか。

○政府委員(三井脩君) いまは受けておりません。いままで過去の成田警備については受けたことはございまして。

○志吉裕君 自衛隊のいま受けていないというのは恐らくプレハブなりを持ってるんでしようが、自衛隊の宿舎の使用についての協力を受けたことがあるというのですが、それは根拠は何ですか。ただ一宿一飯の仁義というのではないんでしょう。

○政府委員(三井脩君) 官庁間協力という規定

に基づいてやっております。
○志吉裕君 官庁間協力というのは聞いたことがないんですが、ちよつと具体的に官庁間協力というのは何ですか。官庁同士でおいちよつと泊めてくれと言わけですか。

○政府委員(三井脩君) 国の行政組織法で基本を定めているわけですが、それに各官庁は相互に協力しなかならないという基本規定がございまして、これに基づくものでございまして。
○政府委員(山田英雄君) ただいま警備局長から答弁いたしました国家行政組織法第二條第二項の規定でそれが定められておりますので、読み上げたいと思ひます。「国の行政機関は、内閣の統制のもとに、行政機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならぬ」。こうした規定に基づいて財産管理上の問題についてもいろいろな協力関係が運用として行われておるわけでございます。

○志吉裕君 国家公安委員会と防衛庁との間に、治安出動の際における治安の維持に関する協定というものが結ばれておるようでありまして、その協定に基づいて泊めてもらっているんじゃないんですか。

○政府委員(三井脩君) 結論を申しますと、そうではございません。あれは治安出動の場合にどうするかというように言っておるわけですが、いまして、今回は、そういう問題とは全く関係ございませぬので、そういうものに基くものではないでございます。また、一般に警察官が警備出動の際に自衛隊の宿舎にお世話になるということも、その協定とは全く関係のない、ただいま申しました行政組織法の原則に基づくものでございまして、○志吉裕君 治安出動の際における治安の維持に関する協定、これ、資料として提出できますか。

○政府委員(三井脩君) 内容をちよつと検討させていただきます。その上でまた考えたいと思ひます。

○志吉裕君 で、それによりまして、何か細務協定とか地域協定とかいうものも必要があれば結

ぶということにいまなっておるようでありますが、たとえば、そういうものを根拠にして、千葉の問題、成田の問題ですね、そういうものにかかわって、細務協定なり地域協定というふうなものがございまして。

○政府委員(三井脩君) それはございせん。いまありますのは、警察で言えば警察庁の一部であります各管区がございまして、管区局長と自衛隊の方面総監との間で協定があるのは細務協定でございまして、いまおっしゃった地域協定とおっしゃるような意味ではそれが細務でございまして。その他、そういうんでなくて、本協定のほかに細かなことを決めたものはもちろん細務協定でございましてけれども、地域的な意味ではそれが一番下であるということでありまして、たとえば各県と自衛隊の出先との協定と、そういうものはございせん。

○志吉裕君 三・二六の騒擾事件ですね、成田事件に関連をして、自衛隊の出動をさせればいいじゃないかという種類の意見が一部にあります。皆さんが言っているというのではありませぬけれども、そういう意見が現実にある。自衛隊の出動というのについて、警察当局の所見を聞いておきたいんです。

○政府委員(三井脩君) 私たちは、あの種の事案はまさに警察が処理すべき警察固有の任務に属する事態であるというように考えております。それからもう一つ、自衛隊法等によりまして、治安出動できるかという、あの事態は治安出動のできる事態ではないというように私たちは考えております。そしてまた別な立論としてどうするかという問題なら、また別の問題でございまして、警察としては、あくまで警察が自分の固有の任務として処理すべきものであると考えております。

○志吉裕君 時間が迫ってきましたから、私は、さらに千葉の空港警備隊についての財政問題についてお伺いをし、空港問題の全体のもとにすれば呼ばない約束になっていきますので、財政問題は

なかなか聞くわけにもいかぬので、皆さんに關係したことだけ聞いておきますが、財政問題について言えば、経費負担とか、財政の仕組みについて、自治省とはどの程度の打ち合わせが行われておりますか。

○政府委員(山田英雄君) 空港警備隊の設置のための経費で千葉県に過大な負担をかけないという趣旨で、大蔵省と主として折衝しております。車両、通信施設とかいう警備に要するその關係の経費は、現在、警察法においても国庫支弁でございします。活動に要する経費もカバーできるわけでございますが、問題は人件費でございしますので大蔵と折衝しておりますが、傍ら、御指摘のように、自治省所管にも関連いたします。同様に、並行していろいろ問題点について折衝いたしておるところでございます。

○志吉裕君 これは、まず交付税制度で考えてみますと、交付税は、御存じのように、自治体の標準的な団体を想定に入れてあります。そして、その行のナショナルミマムのような行政を保障するということを前提にして、そういう意味では、ある意味では抽象的な基準で標準団体を想定をして描くわけでありまして、この交付税の仕組みの中に成田の警備隊という特別なものが入り込むという余地はない。そういう意味では交付税制度になかなかなじまないという点が一つの問題点になると思ふんです。じゃ、それを全部国が持つかということになると、自治体警察の根幹にかかわつてきて、国が相互の協力關係に依して一部はめんどうを見るというのが、経費の持ち合いの限度になつておるわけでありまして、これは全部持つということになりますと、これは全然自治体警察の範疇を超えてという問題になつてきて、財政負担の面でも、私は、この成田の警備隊というものの位置づけが非常にむずかしいのではないかと気がするわけがあります。一方、私、冒頭に鉄道公安官のようなものはどうか、皇宮警察はどうだとか、あるいは国家の治安にかかわる問題であれば、国、警察庁の付属機關のような

もので置いたらどうかとか、あるいは恒久的な治安というよりは一時的なローテーションで少し補強して間に合わせて、この恒久対策、恒久組織というようなものは考え直してみたらどうかとか、いろいろなことを言いましたけれども、私は、やっぱり、あの制度を一口で言うとか、どうも自治体警察にはなじまない組織になりそうだと、財政の制度から言つても入り込みにくい制度になるのではないかと。そうすると、少なくとも、これは特別立法で、法改正その他でも成田警察を置くのであれば、位置づけを与えるべきだという答えが出てくるのであつて、何か、警察当局では経費負担区分、政令のごく一部の変更であれば設置できる、あるいは千葉県公安委員会の規則と、それから経費にかかわる政令の一部、これだけであの制度ができるという立論にはなかなか同意しがたい。賛否の前に、置くのであれば、ちゃんとした折り目、筋目を立てるべきだという気がするのですが、これは長官、ひとつやばりその辺は慎重に検討されるべきだと。それで、またもう少し具体的にねればまたお尋ねをいたしますが、一応検討の課題とすべきだ、その点は、いかがですか。

○政府委員(浅沼清太郎君) 先ほど来官房長、警備局長からお答えをいたしておりますが、現実には千葉県の内部で相当やりくりをいたしまして、機動隊等も使つてきております。

それから、先ほどお話のように、三・二六を頂点とする時期には、全国から一万人応援を求めまして警備をやる。その後も約二千人ぐらい応援を求めているという形でありまして、したがって、ただいまお尋ねの空港警備隊の設置の問題、そういういままでいろいろやつてまいりました実績を踏まえて、今後の開港後の警備体制ということとを判断し、かつ極左の非常な狂暴性、今後の闘争の形態、そういうことを判断したまひまして、やはりこれは、現在の制度の中で、千葉県の警察の組織の中に空港警備隊というものをその一部として設置をするということが最も合理的であり、妥当であるという判断になりまして、また、これは

千葉県あるいは千葉県の警察の意向も反映しているわけでございますけれども、そういう判断に立ちまして、空港警備隊を設置する。しかし、この隊の任務、性質上、やはり財政負担については、これはなるべく地元には迷惑かけないようにしたい。こういうことで、結論的に先ほど御答弁したようなことで、空港警備隊の設置を決めたわけでございます。先ほどお尋ねのようないろいろな問題点、なお詰めていかなければならない問題ございしますけれども、基本的には従来の実績に立つて将来を展望して、そういうような方針で機動隊を設置するというのが現在の結論でございます。

○志吉裕君 じゃ、長官、成田の空港の警備の万全を期さなきゃならぬという認識に開きがあるわけではない。しかし、先ほど来少しやりとりをいたしましたように、この問題は、成田が大変だからといって、いろいろそういう制度をつくつたり、人を置いたりすることではあるが、よく考えてみると、警察制度の根幹にも触れる問題点をやばり持つていて。昭和二十九年の、あの例の制度改正から久しく警察制度の根幹にかかわる議論はありませんでしたが、これは一体自治体警察かということを考えると、やばり重要な問題で、それならそれなりに手段を踏むべきであつて、何かどこか政令あたり、国会のお目にかからぬところでちよこちよこつとさわつて、事実が先行をしてしまふ。制度の変更が先行するということについては、立法をあくする者としては納得しがたい。だからやばり折り目、筋目の通つた扱いをすべきだということとを私は主張しておるのであつて、そういうことについては、いずれまた、検討中のこのようでありまして、さういふことが、直す方は直した方がいいですよ。こそどろろみたないやう方ではないということだけ強く要望しておきます。

○阿部憲一君 ます、長官にお伺いしますけれども、この法律案は「最近における銃銃又は空気銃を使用する犯罪及び銃銃又は空気銃に起因する事故の実情にかんがみ」とありますけれども、「最近における」と、特にうたつてありますのは、いままでと大部分事情が変わつたわけなんですか。全国的に見たり、あるいは犯罪傾向その他から見まして、法改正しなければならぬという特別な理由があるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○政府委員(浅沼清太郎君) ただいまのお尋ねの点でございますが、銃銃及び空気銃の事故の現状から見まして、たとえば覚せい剤中毒者を欠格条件に入れるとか、あるいは新しく免許をとる者に対しての講習を義務づけるとか、いろいろお願いをいたしておりますけれども、これはここ数年のやはり銃銃等を中心とする事故の現状から見まして、その事故防止のために有効な方法としてぜひお願いを申し上げたい。いわばここ何年かの懸案と、こういうことでございします。

○阿部憲一君 いまのお話ですけれども、特にこの数年といましましうか、最近このような行為についての必要性が生ずるような、たとえば数字上の、あるいは犯罪件数なら件数上の変化というものがありまして、ちよとお知らせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(森永正比古君) 今回の法律改正でお願いをいたしておりますのはいろいろございまして、まず第一番目には、許可の欠格事項の中に覚せい剤中毒者を入れるということでございします。

第二番目には、新たに許可を受けようとする者に対しては、射撃の検定に合格した者でなければならぬ。または教習射撃場において一定の教習を終了した者でなければならぬ。それに関連して、指定教習射撃場の基準なり、あるいはそこで指導いたします射撃指導員、あるいは教習射撃指導員、そういうものの基準を定める。あるいは許可証の合理化ということで、いままで一つの銃の許可に対して、一つの許可証が必要だということとでございしたけれども、そういうものを一冊のもので賄う。あるいは許可証の有効期間を五年としておりましたけれども、三年に改める。その

ほか、現在は銃が失効した場合には、仮領置の制度がございせん。そういうことで、違反をして取り消しを受けた者の措置と著しく不均衡が生じております。そういうものを是正する。あるいは猟銃につきましては自己保管が原則になっておりますけれども、長期出張をするとか、あるいは入院をするという場合には、適当なところに預けた方がいゝわけございまして、公安委員会に届け出をして、指定したところは預けることができるというような、まあ非常に多角的な改正をお願いをしておるわけございまして、この改正について、必要性は何かというお答えについても、これは一つずつ、まあ厳密に言えば違ってくるわけございまして、総括して申し上げますと、この提案理由の中にも規定してございまして、何と云つても第一には、猟銃等によるところの犯罪や事故を未然に防止することにあるわけございまして、その数字的なものにつきましては、この初心者事故というものがふえていくかどうかというのが一つの問題になると思ふんですが、これは必ずしも猟銃を所持して五年未満の者についてはふえてはいないわけございまして、むしろ減少しております。三年以下のものについては若干増加をしております。これは猟銃の所持の期間、いわゆる経験年数からいへばそういうことで必ずしも大幅にふえたという数字は出てないわけございまして、しかしながら、事故の内容を見てみますと、これはたとえば経験年数が十年、十五年たつてゐる人の事故であつても、やはり初歩的なミスあるいは基本を忘れたための事故というものがかなり多いわけございまして、したがって、昨年は前年に比べてそういう初心者事故が減つておりますけれども、やはりこういう事故はむしろ一件でもあつてはならないわけございまして、特に先ほど申し上げましたように、経験年数のある者についても、やはり初歩的なミスによる事故が多いうわけございまして、この際新規に許可をとろうとする者に対しては、やはり射撃の検定なり、あるいは一定の教習射撃を受けて基本をしつかり

身につけるということが必要ではないかというふうに考へてゐるわけございまして。また、銃砲等を使用したところの犯罪でございまして、最近ふえたという結果は出てないわけございまして、警察庁に報告のあつたものだけでございまして、昭和五十一年には九件、それから五十一年では十五件、それから五十一年には七件というものが発生をいたしております。しかしながら、覚せい剤の中毒者によるところの犯罪や事故というものは、これはかなりふえておるわけございまして、覚せい剤中毒者の銃砲による事故というのは、先ほど申し上げましたように、必ずしもふえてはいないわけですが、中毒患者による事故というものはかなりふえております。これがやはり銃砲を将来所持することによつて犯罪を起こす、あるいは事故を起こすという危険性はかなり高いわけございまして、そういうことを総合的に考へまして、今回の改正案を作成したわけございまして、御審議をお願いしてゐるわけございまして、

○阿部憲一君　そうすると、今回特に改正するということは、数字的にどういった犯罪がふえたか、どういふところのじやなくて、事態に依つてこのような改正をしよう、こういうふうな理解をしていゝわけございまして、そうすると、いまお話のあつた、この覚せい剤の中毒者の銃砲等による犯罪の実態と言つても、まだそれほどはつきり当局ではつかんでおるわけじやございせんか、そういうふうな理解してよろしいですか。

○政府委員(森永正比古君)　先ほどちよつと説明が不十分でございしたけれども、覚せい剤の中毒に起因する銃砲による犯罪の件数が、昭和五十一年には九件、五十一年には十五件、五十二年には七件というところございまして、そういう事故については一応は掌握いたしております。

○阿部憲一君　そうしますと、この覚せい剤の中毒にかつてゐる者に許可をしない、要するに資格者だと、こういうふうにお扱いになるのはわかりませんが、当然だと思ひますが、すでに覚

せい剤の中毒にかつてゐる人間が新たに銃を手に入れるというところを、これを取り締まることで、銃をすでに持つてゐる者が覚せい剤の中毒になつた場合に犯罪を起こすというところは予想されます。そういう覚せい剤の中毒者と申しましようか、そういう人たちが、他人の許可を受けて所持してゐる銃を使つてそれで犯罪を起こす、こういうことも考へられますけれども、こういう場合の防止はどういうふうになさるお考えですか。

○政府委員(森永正比古君)　確かに今回の改正で、新規許可の欠格事項の中に覚せい剤中毒者というものを入れて、いわゆる門前払いをするというふうな考え方ございしますが、ただいま御指摘になりましたように、許可後その者が覚せい剤中毒者になるといふことはもう当然考へられることございまして、これが犯罪に使用されることがいふ危険性も十分あるわけございまして、したがって、私も、私もいたしましては、一年に一回銃の一斉検査をいたしております。で、その際に単に銃を見るだけでなくて、この人に欠格事項がないかどうか、これも十分に確かめるようにいたしております。また、現在では五年に一回更新のための許可の申請に参ります。そのときに人的条件その他についても詳細に審査をするというところにいたしておりますので、そういう際にも特に覚せい剤中毒者の発見については十分に留意をする。それでまた、今度は逆の方に多くなつても、覚せい剤事犯の検査も最近非常に多くなつておるわけございしますが、そういう検査をした場合に、その者が銃砲を持っていないかどうか、そういうものも一つ一つ丹念にチェックをいたしまして、そういう者が持つておれば直ちに取り消しをするというふうな措置をとつてまいりたいというふうな考へておるわけございしますが、そのほかにも、外勤警察官の巡回連絡とか、そのほかあらゆる警察活動の場において覚せい剤の中毒患者を発見すると、それと銃の結びつきというものをチェックしていく、こういうことを十分に考へ

てまいりたいというふうな思つております。

○阿部憲一君　この覚せい剤の問題ですけれども、やっぱりこのような犯罪をなくすることには、根本的にはその覚せい剤の取り締まりということ、最も肝心なことだと思ひます。また同時に、覚せい剤や銃というものは暴力団と切り離すことができないものであるというふうな考へますと、しよせん、つまりこれはこれらの撲滅を図る以外に根本的な解決はないんじゃないかと、このように思ひますが、お考えはいかがでしようか。

○政府委員(森永正比古君)　ただいま御指摘のありましたとおりでございまして。この覚せい剤や、銃砲の密輸とか、密売の組織のほとんどはこれは暴力団であります。したがって、覚せい剤中毒者が増加している、あるいは銃砲によるところの犯罪が多発しているというふうなことは、やはりその根本にはこの暴力団の問題があるというふうな考へております。したがって、覚せい剤中毒者の銃砲によるところの犯罪を撲滅する、このためには、暴力団そのものを徹底的に取り締まると、できればこれを壊滅していくと、これが最も重要な施策だと私も考へております。

○阿部憲一君　いまのお話ですけれども、覚せい剤事犯というものが最近暴力団、それから芸能人なんかからかなり一般のものにまで及んでゐるか、というようなことを聞いておりますけれども、最近の覚せい剤の広がりがいかにいつて何かつかんでおられましたらば御説明願ひたいと思ひますが。

(理事夏目忠雄君退席、理事望月邦夫君着席)

○政府委員(森永正比古君)　覚せい剤事犯は昭和四十五年ごろから急激に増加をいたしております。昨年の検査件数は二万三千七百六十五件、検査人員は一万四千四百七十七人にのぼつておるという結果が出ております。また覚せい剤の押収量も昨年は六十五キロとなつておりました。例年と比べますと約二倍になつております。この量は十年間を比較してみますと最高の記録となつておるわけございまして。この増勢は一向に歯どめ

うになっておりますか。それからまた、この講習会の内容の変更はないんでございますか。

○政府委員(森永正比古君) 講習会には新規所持の講習と、それから更新前の講習と、まあ二通りがあるわけでございますが、講習の内容は、いずれもそのときの最も新しい法令の講習と、そのときの事故の内容、傾向を踏まえまして、銃の取り扱いに関する技術的な講習をいたすことにいたしております。しかしながら、新規所持者の講習につきましては、できるだけ基本的なものを内容に盛り込む、それから更新前の講習については実地的にすぐ役立つような効果的な講習の内容にすると、というような考えてございまして、これまでの講習等との違いがあるかどうかということでございますが、これまでは比較的時間も短い時間で行っております。で、改正後の講習につきましてはできるだけ内容を充実したいということと、所要時間も比較的多目に考えてまいりたい。それで、しっかりこの際基本を植へつけるようにいたしたいと、こういうふうに考えております。

○阿部憲一君 ちよつとそれと似たようなことを伺いますけれども、このいまの教習を受けなければならぬ、あるいは技能検定を受けなきゃならぬ、これはメリット、デメリットということについてどのようにお考えですか。

○政府委員(森永正比古君) 最近の猟銃等の事故の原因は、先ほど来申し上げておりますように、初心者あるいは基本を忘れた事故が多いわけでありますから、射撃検定あるいは教習射撃を実施することにしまして、社会的に見て猟銃等の事故を大幅に抑止することができると、また猟銃を初めて持つ者、これは午前中の佐藤先生の御質問にもお答えしましたけれども、これまでは兵隊の経験のある者で銃に比較的近いのであった方が多かったわけでございますが、最近ではだんだんと、そういう方も少なくなつて、許可をもらつて初めて

て銃を手にするというような方が多くなつておるわけでございます。したがって、銃を持つても自信を持ってないという方々が多かつたわけですが、こういう検定に合格し、あるいは一定の教習射撃を受けることによって自信が持てる、自信を持って行動することができるようになるか。自信を持つということが、また事故防止にもつながるのではないかと、こういうふうにご考へておるわけでございます。このようなメリツトがあるというように考へておりますが、もちろんこれは検定や教習射撃をやるといふことについては、それだけの時間がかかりますし、また費用もかかるわけでございます。しかしながら、このようなメリツトも、全体のメリツトから考へればやむを得ないのではないかというふうにご考へておるわけでございます。

○阿部憲一君 この技能検定ですけれども、どのような基準で行われますか。

それからさらに、この技能検定に当たる試験官、それから場所などというふうにご考へておられますか。

○政府委員(森永正比古君) 技能検定の基準でございすけれども、これは銃を所持しようとする者の技能が一定の水準に達しているかどうかを判断するためのものでありますから、猟銃の点検方法、それから基本的な保持方法、装てん、脱包方法、授受の方法、それから休憩時の取り扱い及び準銃、照準方法等の猟銃操作と、射撃を実際に行わせた上で合否を判定するということを考へておるわけでございます。なお、その基準についてはこれは政令で定めることにいたしております。平たく一般的に申し上げますと、射撃教習の制度を設けますが、この射撃教習の課程を経た者と大体同程度ということでご考へておるわけでございます。

それから次に、試験官でございすけれども、これは県警察本部に勤務しております銃砲担当職員がこの検定に当たることを一応考へております。また試験地につきましては、都道府県の管内

にありまふ公安委員会の指定した射撃場を借用して行うというふうにご考へておるわけでございます。しかしながら県の中に公安委員会の指定した射撃場がないという場合もあるわけでございますので、そういう場合には隣県に検定を委託するか、あるいは隣県の管内にありまふ射撃場を一時借用すると、借り上げると。こういうことで補つてまいりたいというふうにご考へております。

○阿部憲一君 そうしますと、あれですね、この教習射撃場というのは全国で二十カ所か二十五カ所ぐらいになるものと考へればよろしいございすか。それと、同時に伺います、教習所の管理者の資格ですね、これなども厳しく審査してお考へが必要かと思ひますけれども、どのようにお考へか、あわせて御返事願ひたいと思ひます。

○政府委員(森永正比古君) 現在教習射撃場を何カ所指定するといふ、そういう限定的なことでは考へていないわけでございます。これはやはりまず第一番目には、教習射撃場といふのは指定射撃場の中から届け出によつて審査をして指定をするといふことになるわけでございます。それから、指定射撃場のまづ意思が大切でございます。そういう届け出があつた場合には、いま言つたような基準によつて審査をいたしまして、基準に適合するといふことであれば、これは全部許可をするといふことになるわけでございます。で、また一方、これはやはり利用者の方の利便も考へなさいませんで、できるだけその県内には少なくとも一、二カ所はできるというふうに行政指導をしてまいらなければならぬというふうにご考へております。したがって、冒頭に申し上げましたように、全国で幾つづつならぬやいけないう、その県の中に何カ所あればいい、そういうような画一的な、あるいは限定的なことでは考へておらないわけでございます。まあしかしながら、その審査に当たつてはひとつ十分に厳しくしてまいらなければならぬというふうにご考へております。

それから、管理者の基準でございすけれども、やはりこのような重要な教習射撃場の運営に当たる人でございすし、また教習射撃場の指定の要件にもなつております。したがって、この管理者の基準については厳しく考へておるわけでございます。ざつと申し上げますと、二十五歳以上の者であること、それから管理しようとする教習射撃場で使用する銃砲または火薬類に関する相当な知識を有すること、それから銃砲の所持の資格事由に該当しないこと、射撃に関する経験を有し、かつ射撃に伴う危害の防止のために必要な知識を有している者であること、その者が、指定射撃場または教習射撃場の管理者として在任中に発生した事由により、当該指定射撃場または教習射撃場がその指定を解除されたことのない者、銃刀法または猟銃用火薬類に関する火薬類取締法の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられたことのない者、ということでご考へております。

○阿部憲一君 管理者についてはわかりましたけれども、その下で働きます教習場、射撃場の教習を行う指導員ですね、この指導員は大体何人ぐらいお考へになつていますか。それから指導員になるための資格要件というふうなものはどうなるのか、お伺ひします。

○政府委員(森永正比古君) この制度を実施していくのには、教習射撃場において初心者射撃の指導に当たる教習射撃指導員に適任者を得ることと、必要な人員が確保されるということが必要でございす。そこで、教習射撃指導員はどの程度の人員になるかということでご考へますけれども、これも画一的には考へておらないわけでございます。これは教習射撃を受ける人がどの程度いるのか、あるいは教習射撃場の運営がどのようになつておるかというふうなことを勘案して、それぞれ教習指導員が決められるというふうになると思ひます。これも公安委員会が一応指定はいたしますけれども、教習射撃指導員になるためには、管理者が、一応適任者であるということをお認めれば選任できるわけでご考へます。これはもちろんこれは射撃指導員の中から選ぶことになるわけですが、射撃指導員の

中で適任者であると思われる者について、管理者が指定をすることができるようで、選任をすることができるようでございまして、その結果を公安委員会に届け出る、こういう義務が課されております。そういうことでご考へますので、まあ何人というところは警察の方では決める考へはありませんが、しかしながら、大体基準的なものを申し上げますと、教習射撃場であれば三名ないし四名ぐらいの教習指導員がいるということが大体標準ではなからうかというふうにご考へております。それで、教習射撃指導員の基準でございすけれども、これはまずこの射撃指導員として指定されておるといふことがまず要件でございす。で、射撃指導員としての資格要件でございす。これを申し上げますと、ちよつと長くなりますけれども……

○阿部憲一君 簡単に結構です。

○政府委員(森永正比古君) はい、二十五歳以上の者、現にその者が行おうとする射撃教習の種類にかかわる種類の猟銃について所持の許可を受けている者、それから本法または猟銃用火薬類に関する火薬類取締法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことのない者、猟銃の操作及び射撃について相当な知識、技能及び指導力を有する者、射撃指導員の指定を解除されたことのない者、こういうふうにご考へておるわけでございますが、この中から教習射撃場の管理者が選任をするといふことになるわけでございます。そのときの要件といたしましては、一つは、教習射撃指導員を解任されたことのない者、それから射撃指導員としての経験が二年以上である者というふうなことを考へております。

○阿部憲一君 次に飛びまして、この第五条の五の関係ですけれども、技能検定または射撃教習を受けるために猟銃を所持しようとする者に政令で定める期間の間所持を許可することとなつていすけれども、どれぐらいの期間をお考へになつていすか。

○政府委員(森永正比古君) 現在四カ月ぐら

を考えております。

○阿部憲一君　そうしますと、この仮許可ですか、仮許可は銃を購入しても技能検定なり教習がこの期間に終了せずに、所持を許可されないというケースが実際にい出てくるかと思いますが、これに対してはどういうふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(森永正比古君)　まあ確かに一応考えますと、これは射撃検定というものは試験でございまして、あるいは教習射撃と言つても一定の課程を終了した結果を審査して合格しなければいけないわけですから、理論的に言えれば不合格者も出る、こういうことになるわけでございます。しかしながら、実際上の問題といたしましては、何回でも検定を受けることもできますし、また教習射撃についてもさらに回を重ねて講習を受けることができるわけでございます。特にこの教習射撃について一口で申し上げますと、その銃銃等を所持しようという意思があつて、一応普通の努力をすれば、当然に合格できるというところ、大体基準を置いております。したがって、射撃検定についても大体同程度ということでございますから、一応の意志と努力をすれば合格できる、したがって、実際の場合には不合格者は、まあ例外的なものはありませんけれども、一応原則的にはないのではないかというふうに考えております。

○阿部憲一君　五十二年に行いました銃の一斉検査の結果、所在不明になっているものが百四十九丁、不正に譲渡されているものが二百五十丁という数字の資料が来ておりますけれども、これはちよつと驚くべき数字だと思いますが、これらの犯罪に使用される危険性というものはありますか、どうでしょうか。

○政府委員(森永正比古君)　ただいま御指摘の所在不明銃や不正譲渡をされた銃というのは、犯罪や事故の危険性というものを持つておるわけでございます。

○阿部憲一君　それから、これと同じようなことを

ですけれども、眠り銃と認められるものは二万四千丁ということですが、これは本当でしょうか。

それから、この処分はどのようなものになっていまして、強制的に処分させるような措置も考えらるべきだと思ひますけれども、どのようなお考えをお伺いします。

○政府委員(森永正比古君)　昨年一年間で眠り銃が二万四千丁発見されておるといふことは御指摘のとおりでございます。それで、この処分につきましましては、廃棄させるか、あるいは適当な人に譲渡させるというような措置をとつております。

○阿部憲一君　この銃銃の所持者につきましては、不適格者には所持を許可しないように、許可の段階で厳しくチェックしなければならぬことは当然でございますけれども、許可した後に銃が暴力団に渡つたり、それから犯罪の用に供せられるとか、あるいは所持許可を受けた者が犯罪に使用したり、不注意のため事故を起こす等のことが考えられるわけですが、このような事件や事故を防止していくためにはどのような対策を講ぜられますか、お伺いします。

○政府委員(森永正比古君)　これは先ほども御指摘がございましてお答えを申し上げたわけでございますが、やはり銃銃等の許可を得て、先ほどは覚せい剤中毒者でございまして、今度の場合は暴力団に加入するといふ者も、これは考えられるわけでございます。これらを防止するためには、やはり覚せい剤中毒者の発見と同じように、一年に一回やりまして一斉検査の際に発見するように努める。また、許可の更新の際に、こういうものを発見して排除したいといふふうな考えをやるわけですが、一方、暴力団の取り締まり等をやります際には、その者が銃銃等を持ってないかどうか、これはもう当然にチェックするわけでございます。

またさらに、暴力団そのものを壊滅するといふことが、何といつても根本的な対策になるわけでございますので、暴力団の取り締まりの強化とい

うものは今後さらに強めてまいる必要があろうと考へておるわけでございます。

○阿部憲一君　次に、銃の所持の許可証、一人に一つの許可証の有効期間についても現行の五年を三年に短縮しておりますけれども、こうした処置による実効はどのようなものかお伺いします。

○政府委員(森永正比古君)　許可証を簡素化し、また許可の有効期間を短縮することによりまして、所持許可を受けた者の実態把握が容易になります。また許可の欠格事由に該当する者の早期発見、眠り銃の早期排除、こういうことができるわけでございますので、効果のある措置ではないかというふうに考えております。

○阿部憲一君　この法律案についての資料の「統計資料」の表の2ですね、この「銃砲の犯罪供用件数の年次別状況」を見ますと、散弾銃による犯罪の増加が目立っておりますが、これはどのような理由があるのでしょうかお伺いします。

○政府委員(森永正比古君)　これを的確に、どういふ理由であるかといふことを表現することは非常にむずかしいわけですが、最近銃銃による犯罪の内容を通じて考えられますことは、暴力団が威力の強い散弾銃に着目をしてきておる。で、また一方、これは第八十回の国会において一連の拳銃等についての罰則を強化してもらったといふことで、拳銃から銃銃等にかわつていくといふような傾向も見受けられるわけでございます。また自殺の手段として使つておるということも目立っておりますので、そういうものも理由になつておるのではないかと考えております。

○阿部憲一君　最後にお伺いしますけれども、御案内のように、昨年の国会でもつてやはり銃刀法を改正いたしまして例のモデルガンの改造防止を図つたわけですが、その後の運用状況についてお伺いしたいと思います。

効果の点ではまだどういふ段階じゃないかとも思ひますけれども、それに関連した業界の動きなどについて実情がおわかりでしたら御説

明願したいと思ひます。

○政府委員(森永正比古君)　第八十回国会での銃刀法の一部改正の効果といふことでございまして、その後の拳銃の押収状況を見ますと、昨年一年間で拳銃の押収量が千三百五十五丁になっておりまして、前年と比べて二百九丁、一三・三％減少をいたしております。その中でも、特にそのときに規制をしていただきました金属製モデルガンを素材にいたしました改造拳銃は、昨年一年間で八百九十九丁押収しておりますが、これは前年と比べて百九十七丁、一九・三％というふうな大幅に減少をしておるわけでございます。実際モデルガンの規制は十二月からになっておりまして、これからは厳しくなるというところで、かなりやはり効果が出てきているものというふうな考えをしております。しかしながら、真に効果が出るのはこれからでございますので、法を十分に活用しまして、ひとつ取り締まりの効果を上げてまいりたいといふふうに考えておるわけでございます。

それから改正に伴う業界の動きでございますけれども、改正後自主的に第三者機関にモデルガンの検査を委託して合格したものについてはSMGマークを――これはセルフ・モデル・ガンということでございますが、これをつけて市販をするということをいたしております。

なお、このSMGマークのモデルガンは、本年三月末現在で十九万八千丁が製造販売されたといふふうな業界から報告を受けております。

○理事(望月邦夫君)　本日の質疑はこの程度として、これにて散会いたします。

午後三時五十九分散会

四月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方退職公務員の共済年金・恩給等の抜本改善に関する請願(第四〇〇一号)(第四〇〇二号)

一、東京都財政確立に関する請願(第四〇一七

村の過疎地域が他地域との格差を解消し、地域社会を維持していくためには、なお当分の間、同法の施行期間を延長し、従来にも増して各種振興施策を強力に推進する必要がある。また、同法による過疎地域以外のいわゆる準過疎地域も、本県において十市町村の多きを数え、地域格差は更に大きいものがあるので、同法の過疎地域該当要件の緩和措置もあわせて講ずる必要がある。

第四一三三号 昭和五十三年四月三日受理
地方財政の改善促進に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一 岩手県議会議長 館石基治

紹介議員 岩動 道行君

この財政を改善するため、次の事項について抜本的な対策を講ずるよう強く要望する。

一、地方交付税の交付税率を大幅に引き上げること。

二、昭和五十年以降、地方財政の財源不足対策としてとられた交付税特別会計の借入れ、建設地方債の増発などによる実質地方負担をさらに軽減するための措置を講ずること。

三、国庫補助(負担)事業における超過負担の完全解消を講ずること。

四、地方債における政府資金わくの増額措置を講ずること。

理由

経済基調の激変に伴い、地方財政は逐年悪化し、増大する財政需要に対応するには、きわめて困難な実情にあり、本県においても、財政健全化のため鋭意努力して、現行制度のもとにおいては、おのずから限度がある。

第四一五九号 昭和五十三年四月三日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都目黒区中目黒五ノ一九ノ一

三 吉田一実外二千二百七十四名

紹介議員 阿部 憲一君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第四一六〇号 昭和五十三年四月三日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都北区王子六ノ二ノ六〇ノ二

二二 井上直子外八十九名

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第四二〇一〇号 昭和五十三年四月四日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都江東区千田一八ノ二 亀岩

義房外四百四十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第四二〇二〇号 昭和五十三年四月四日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺北町四ノ五

ノ一一 藤本敏子外千四百四十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第四二〇三〇号 昭和五十三年四月四日受理

地方財政危機を打開し住民サービス低下と諸料金値上げ防止に関する請願

請願者 滋賀県近江八幡市上田町一、八七

五ノ一二 中村小葉郎外九十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第四二二二三号 昭和五十三年四月四日受理

東京都財政確立に関する請願(五通)

請願者 東京都大田区中央四ノ二五ノ七

中嶋仁外四百八十四名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第四二五八号 昭和五十三年四月五日受理

地方財政危機を打開し住民サービス低下と諸料金値上げ防止に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡信楽町宮尻一、〇一

八 前田弘司外百七十九名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第四二六〇号 昭和五十三年四月五日受理

地方退職公務員の共済年金・恩給等の抜本改善に関する請願

請願者 大阪府堺市北花田町三ノ二一ノ四

敏内義信外二千三百八十名

紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第三二四三号と同じである。

第四二七五号 昭和五十三年四月五日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 神奈川県足柄下郡箱根町仙石原三

七五 勝俣信一外百三十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第四二七六号 昭和五十三年四月五日受理

地方財政危機を打開し住民サービス低下と諸料金値上げ防止に関する請願

請願者 滋賀県八日市市布施町三〇〇 林

田市蔵外百十一名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第四二八六号 昭和五十三年四月六日受理

地方財政危機を打開し住民サービス低下と諸料金値上げ防止に関する請願

請願者 滋賀県大津市堅田町一、九一三ノ

一〇 藤田政二外百四十九名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第四二九九号 昭和五十三年四月六日受理

地方財政危機を打開し住民サービス低下と諸料金値上げ防止に関する請願(二通)

請願者 滋賀県大津市木下町六ノ六 中村

一樹外二百八十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第四三〇七号 昭和五十三年四月六日受理

漁業船員離職者の住民税減免に関する請願

請願者 岩手県二戸市金田一下山井二四

小笠原了三外十八名

紹介議員 立木 洋君

漁業船員失業者の実態を考慮され、特別に住民税の減免措置を講ぜられたい。

理由

二戸市を中心とする「大洋漁業」の遠洋漁業船員六十五名は、漁業規制に伴う事業縮小により昭和五十二年十二月末日をもって離職された。離職者は、十年以上にわたって捕鯨、母船式さけ・ます漁業等に従事してきた者ばかりで、陸上への就労転換は容易ではない。その経験と技術を生かせる海上の職場を希望しているが、現在なんらの見通しもなく、完全な失業状態におかれている。一方、離職者の大半が四十歳前後で、家族の生活費、子弟の養育費が日々かき、生活の不安が重くのしかかっている。漁業船員の賃金は「生産歩合給」が主であるが、五十二年度はフル操業のため年収約三百万円以上となっており、税負担も一般勤労者所得税と同じ取扱いがされているため、極めて高額な税負担となり、生活を著しく圧迫するまでにいたっている。

昭和五十三年五月十一日印刷

昭和五十三年五月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局